

那覇市公報

第 1 5 2 4 号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

条 例

- 那覇市税条例の一部を改正する条例（税制課） 49
- 那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国保長寿医療課） 55

告 示

- 那覇広域都市計画道路の変更について（都市計画課） 59
- 那覇市緑化センターの指定管理者の指定について（花とみどり課） 59
- 那覇市道路の認定に関する告示（道路管理課） 60
- 歩行者専用道路の指定に関する告示（道路管理室） 65
- 市道路線の区域決定及び供用開始等に関する告示（道路管理室） 67
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課） 73
- 那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料の収納事務委託について（博物館） 75
- 那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料等の徴収事務委託について（博物館） 75
- 平成 22 年（2010 年）4 月那覇市議会臨時会の招集について（総務課） 76
- 那覇市立幼稚園保育料等の集金代行業務委託について（こども政策課） 76
- 那覇市保育所保育料等の集金代行業務委託について（こどもみらい課） 77
- 平成 21 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
（国保長寿医療課） 78
- 平成 21 年度那覇市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）（国保長寿医療課） 79
- 平成 21 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
（国保長寿医療課） 80

○平成 22 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算（国保長寿医療課）	81
○平成 22 年度那覇市老人保健特別会計予算（国保長寿医療課）	83
○平成 22 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算（国保長寿医療課）	84

公 告

○土地収用法第 2 6 条の 2 第 2 項の規定による起業地を表示する図面の 長期縦覧について（文化財課）	86
○平成 2 1 年度道路位置指定 （変更・一部廃止） について（建築指導課）	86
○住民票の職権消除の公示について（市民課）	87
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	88
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	89
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	89
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	90
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	91
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	92
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	92
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	93
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	94
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	95

上下水道局規程

○那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程（総務課）	96
○那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程 （総務課）	100
○那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程（総務課）	103
○那覇市下水道条例施行規程の一部を改正する規程（総務課）	105

○那覇市排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程（総務課）	111
○那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程の一部を改正する規程 （総務課）	124
○那覇市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程（総務課） ..	126

上下水道局告示

○平成 21 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 2 号）（企画経営課）	149
○平成 21 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 2 号）（企画経営課）	150
○平成 22 年度那覇市水道事業会計予算（企画経営課）	152
○平成 22 年度那覇市下水道事業会計予算（企画経営課）	154

教育委員会規則

○那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則（学務課） ..	157
○那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則（学校給食室）	164
○那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則（総務課） ..	166
○那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則 （総務課）	170

教育委員会教育長訓令

○那覇市教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する訓令	171
○那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令	173

選挙管理委員会告示

○那覇市農業委員会委員の解任請求に要する選挙権を有する者の数について ..	184
---------------------------------------	-----

監査委員公表

○平成 21 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置について（公表）	185
---	-----

条 例

那覇市条例第13号

平成22年 3 月31日

公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第44条 [略] 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。 3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割	(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第44条 [略] 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。 3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4～5 〔略〕

（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）

第45条 前条第1項から第3項までの規定による特別徴収に係る市民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第1項の納税義務者に対して給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。）で所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第4項の規定による特別徴収に係る市民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者とする。

2 〔略〕

（法人の市民税の申告納付）

第48条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第47条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

5～6 〔略〕

（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）

第45条 前条第1項から第3項までの規定による特別徴収に係る市民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第1項の納税義務者に対して給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。）で所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第5項の規定による特別徴収に係る市民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者とする。

2 〔略〕

（法人の市民税の申告納付）

第48条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、

当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下本項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

（固定資産税の納税義務者等）

第54条 〔略〕

2～5 〔略〕

6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの

当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下本項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

（固定資産税の納税義務者等）

第54条 〔略〕

2～5〔略〕

6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの

埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

7 〔略〕

付 則

（読替規定）

第11条 法附則第31条の2第1項の規定の適用がある土地に係る特別土地保有税については、第116条中「又は第587条第2項」とあるのは「若しくは第587条第2項又は法附則第31条の2第1項」とする。

第11条の2 〔略〕

埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

7 〔略〕

付 則

第11条 〔略〕

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第54条第6項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成22年法律第 号)の施行の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 平成22年度分の個人の市民税についての新条例第44条第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

3 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成21年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

那覇市条例第14号

平成22年 3 月31日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第2条 [略] 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>47万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>47万円</u>とする。 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>12万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>12万円</u>とする。 4 [略] (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>47万円</u>を超える場合には、<u>47万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>12万円</u>を超える場合には、<u>12万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が10万円を超える場合には、10万円)の合算額とする。 (1) <u>法第703条の5</u>第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額	(課税額) 第2条 [略] 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>50万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>50万円</u>とする。 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>13万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>13万円</u>とする。 4 [略] (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>50万円</u>を超える場合には、<u>50万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>13万円</u>を超える場合には、<u>13万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が10万円を超える場合には、10万円)の合算額とする。 (1) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万</u>

が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ [略]

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

円を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ [略]

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

（特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例）

第21条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の

2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第23条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類を提示しなければならない。

付 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同項中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規

付 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2

項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。	定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。 <u>（平成22年度以降の保険税の減免の特例）</u> <u>15 当分の間、平成22年度以降の第22条第1項第2号の規定による保険税の減免については、同号中「該当する被保険者がある者（当該被保険者が被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する被保険者がある者」とする。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

告 示

那覇市告示第 1 8 0 号

平成 2 2 年 3 月 2 6 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路の変更をしたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画道路（3・5・那15号 牧志壺屋線）
那覇広域都市計画道路（7・4・那2号 神里原線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
那覇市樋川2丁目の一部
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課（那覇市銘苅2-3-1 銘苅庁舎5階）

那覇市告示第 1 8 1 号

平成 2 2 年 3 月 2 6 日

掲 示 済

那覇市緑化センターの指定管理者の指定について

那覇市緑化センターの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき平成22年2月定例議会において承認されましたので、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 管理を行わせる公の施設
 名称 那覇市緑化センター
 所在地 那覇市おもろまち3丁目2番1号

- 2 指定管理者となる団体
 名称 株式会社 沖縄ダイケン
 所在地 那覇市松尾1丁目10番24号
 代表者 代表取締役 金城 秀雄

- 3 指定期間 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

那覇市告示第183号

平成22年3月30日

掲 示 済

那覇市道路の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のように認定する。

その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市建設管理部道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

認定する路線

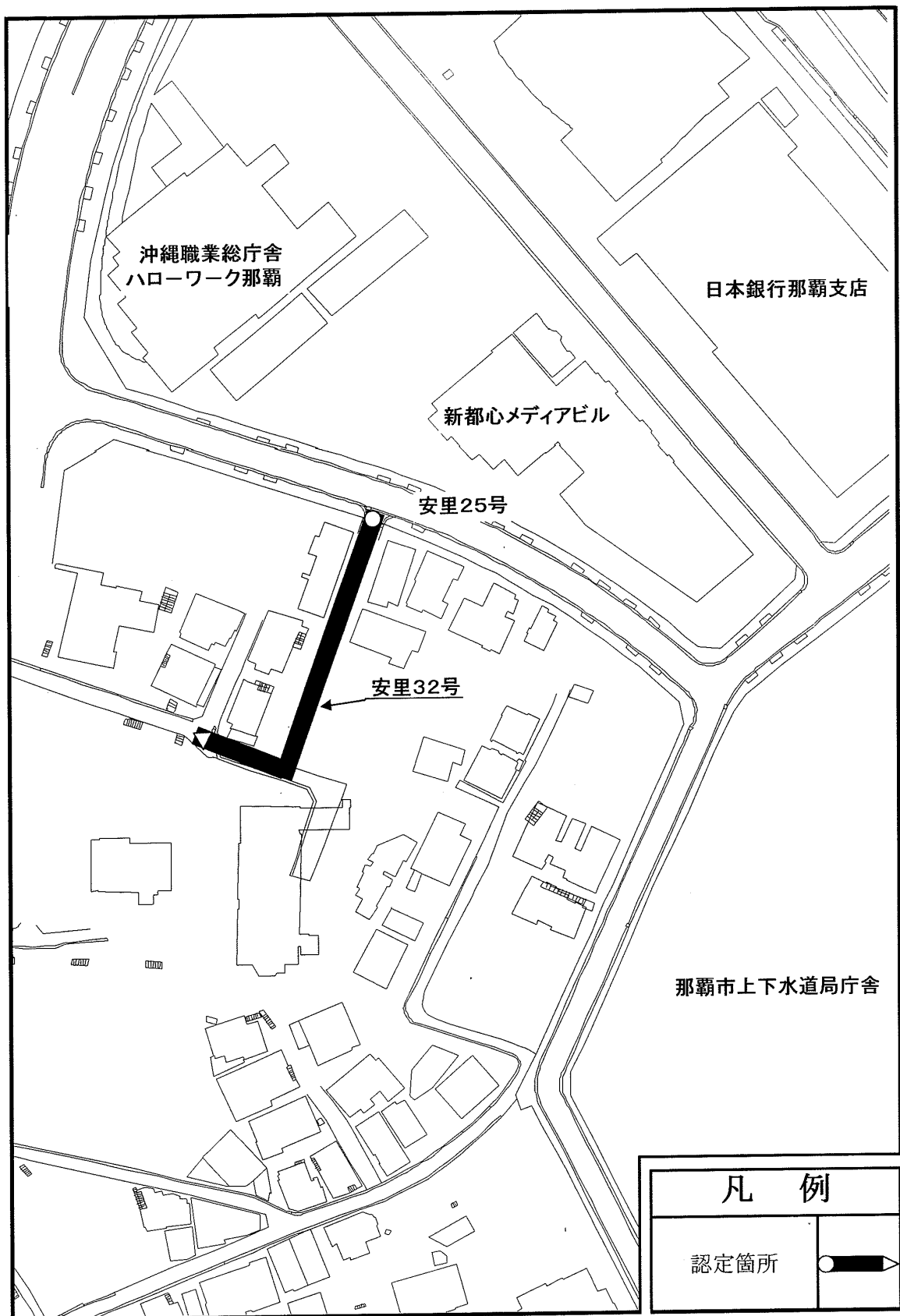
整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
2078	国場37号	字国場308-1 字国場303-15	
2079	安里32号	おもろまち1-4-11 字安里176-4	
2080	金城18号	首里金城町2丁目17 首里金城町2丁目8	
2081	金城19号	首里金城町2丁目3 首里金城町2丁目12	
2082	金城20号 (歩行者専用)	首里金城町2丁目24 首里金城町2丁目26	
2083	金城21号 (歩行者専用)	首里金城町2丁目33 首里金城町2丁目34-2	

2 0 8 4	金城 2 2 号 (歩行者専用)	首里金城町 2 丁目 4 1 首里金城町 2 丁目 3 4 - 2	
2 0 8 5	金城 2 3 号	首里金城町 2 丁目 5 4 首里金城町 2 丁目 6 7	
2 0 8 6	金城 2 4 号 (歩行者専用)	首里金城町 2 丁目 5 1 首里金城町 2 丁目 5 9	
2 0 8 7	金城 2 5 号	首里金城町 2 丁目 6 5 首里金城町 2 丁目 5 8	
2 0 8 8	金城 2 6 号	首里金城町 2 丁目 3 8 首里金城町 2 丁目 3 9	
2 0 8 9	金城 2 7 号	首里金城町 2 丁目 9 9 首里金城町 2 丁目 7 5	
2 0 9 0	金城 2 8 号 (歩行者専用)	首里金城町 2 丁目 6 7 - 2 首里金城町 2 丁目 6 8	
2 0 9 1	金城 2 9 号 (歩行者専用)	首里金城町 2 丁目 1 0 0 首里金城町 2 丁目 9 5	
2 0 9 2	金城 3 0 号 (歩行者専用)	首里金城町 2 丁目 7 1 首里金城町 2 丁目 7 0	
2 0 9 3	金城 3 1 号	首里金城町 2 丁目 8 9 首里金城町 2 丁目 8 7	
2 0 9 4	金城 3 2 号 (歩行者専用)	首里金城町 3 丁目 5 - 1 首里金城町 3 丁目 4	
2 0 9 5	金城 3 3 号 (歩行者専用)	首里金城町 3 丁目 1 - 4 首里金城町 3 丁目 2 4 - 4	
2 0 9 6	金城 3 4 号 (歩行者専用)	首里金城町 3 丁目 3 0 - 3 首里金城町 3 丁目 1 6 - 1	
2 0 9 7	金城 3 5 号	首里金城町 3 丁目 2 5 - 3 首里金城町 3 丁目 2 4 - 2	
2 0 9 8	金城 3 6 号	首里金城町 3 丁目 4 8 首里金城町 3 丁目 2 4	
2 0 9 9	金城 3 7 号	首里金城町 3 丁目 5 7 - 3 首里金城町 3 丁目 4 7	
2 1 0 0	金城 3 8 号 (歩行者専用)	首里金城町 3 丁目 2 9 首里金城町 3 丁目 2 8	
2 1 0 1	金城 3 9 号 (歩行者専用)	首里金城町 3 丁目 5 1 - 3 首里金城町 3 丁目 4 5 - 2	
2 1 0 2	金城 4 0 号 (歩行者専用)	首里金城町 3 丁目 1 7 - 3 首里金城町 3 丁目 3 2	
2 1 0 3	金城 4 1 号	首里金城町 3 丁目 7 2 - 4 首里金城町 3 丁目 6 5 - 1	
2 1 0 4	金城 4 2 号 (歩行者専用)	首里金城町 3 丁目 5 6 首里金城町 3 丁目 5 8	

市道路線の認定位置図（参考図）



市道路線の認定位置図(参考図)



市道路線の認定位置図(参考図)



那覇市告示第 1 8 4 号

平成 2 2 年 3 月 3 0 日

掲 示 済

歩行者専用道路の指定に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 4 8 条の 1 3 第 3 項の規定に基づき本告示の日をもって歩行者専用道路を次のように指定する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

歩行者専用道路に指定する路線

整理番号	路線名	区 間
2 0 8 2	金城 2 0 号 (歩行者専用)	首里金城町 2 丁目 2 4 首里金城町 2 丁目 2 6
2 0 8 3	金城 2 1 号 (歩行者専用)	首里金城町 2 丁目 3 3 首里金城町 2 丁目 3 4 - 2
2 0 8 4	金城 2 2 号 (歩行者専用)	首里金城町 2 丁目 4 1 首里金城町 2 丁目 3 4 - 2
2 0 8 6	金城 2 4 号 (歩行者専用)	首里金城町 2 丁目 5 1 首里金城町 2 丁目 5 9
2 0 9 0	金城 2 8 号 (歩行者専用)	首里金城町 2 丁目 6 7 - 2 首里金城町 2 丁目 6 8
2 0 9 1	金城 2 9 号 (歩行者専用)	首里金城町 2 丁目 1 0 0 首里金城町 2 丁目 9 5
2 0 9 2	金城 3 0 号 (歩行者専用)	首里金城町 2 丁目 7 1 首里金城町 2 丁目 7 0
2 0 9 4	金城 3 2 号 (歩行者専用)	首里金城町 3 丁目 5 - 1 首里金城町 3 丁目 4
2 0 9 5	金城 3 3 号 (歩行者専用)	首里金城町 3 丁目 1 - 4 首里金城町 3 丁目 2 4 - 4
2 0 9 6	金城 3 4 号 (歩行者専用)	首里金城町 3 丁目 3 0 - 3 首里金城町 3 丁目 1 6 - 1
2 1 0 0	金城 3 8 号 (歩行者専用)	首里金城町 3 丁目 2 9 首里金城町 3 丁目 2 8
2 1 0 1	金城 3 9 号 (歩行者専用)	首里金城町 3 丁目 5 1 - 3 首里金城町 3 丁目 4 5 - 2
2 1 0 2	金城 4 0 号 (歩行者専用)	首里金城町 3 丁目 1 7 - 3 首里金城町 3 丁目 3 2
2 1 0 4	金城 4 2 号 (歩行者専用)	首里金城町 3 丁目 5 6 首里金城町 3 丁目 5 8

歩行者専用道路指定位置図(参考図)



那覇市告示第 1 8 5 号

平成 2 2 年 3 月 3 0 日

掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始等に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域決定及び供用開始をする。その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

区域決定及び供用開始をする路線

整理番号	路線名	区 間	延長 m	幅員 m	備考
2 0 7 8	国場 3 7 号	字国場 3 0 8 - 1 国場 3 0 3 - 1 5	62.0	6.0	
2 0 7 9	安里 3 2 号	おもろまち 1 - 4 - 1 1 字安里 1 7 6 - 4	76.3	4.8 ～5.8	

区域変更をする路線

整理番号	路線名	新 旧	区 間	延長 m	幅員 m	備考
2 0 2 4	国場 3 2 号	新	字国場 2 2 6 番 1 字国場 3 0 3 番	410.0	4.0 ～10.1	
		旧	字国場 2 2 6 番 1 字国場 3 0 3 番	410.0	4.0 ～6.0	

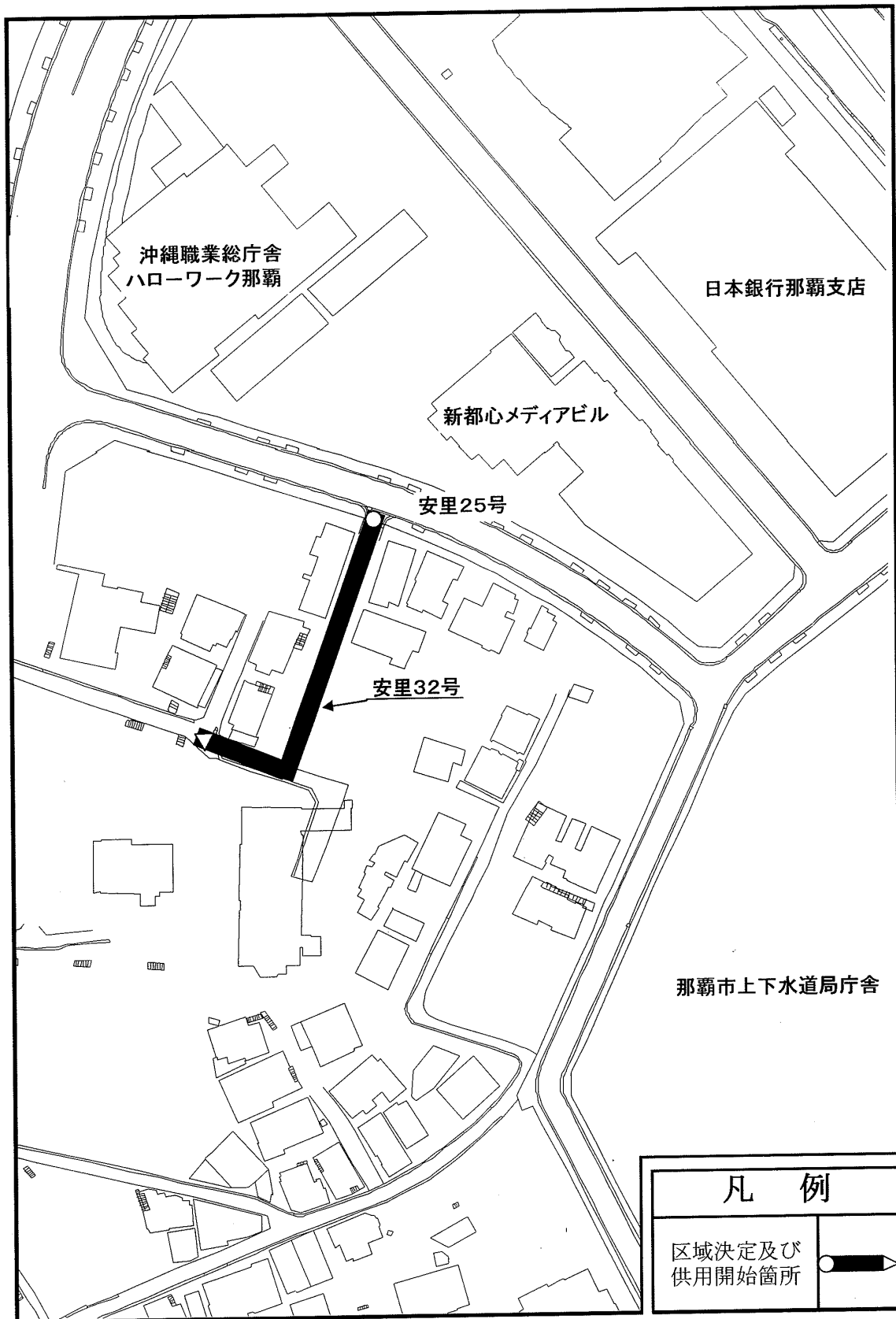
供用開始をする路線

整理番号	路線名	区 間	供用開始の期日
2 0 2 4	国場 3 2 号	字国場 3 0 8 番 1 字国場 3 0 8 番 5	告示の日
6 9	久場川団地線	首里久場川 2 丁目 9 6 番 1 9 ～首里久場川 2 丁目 9 6 番 8	告示の日

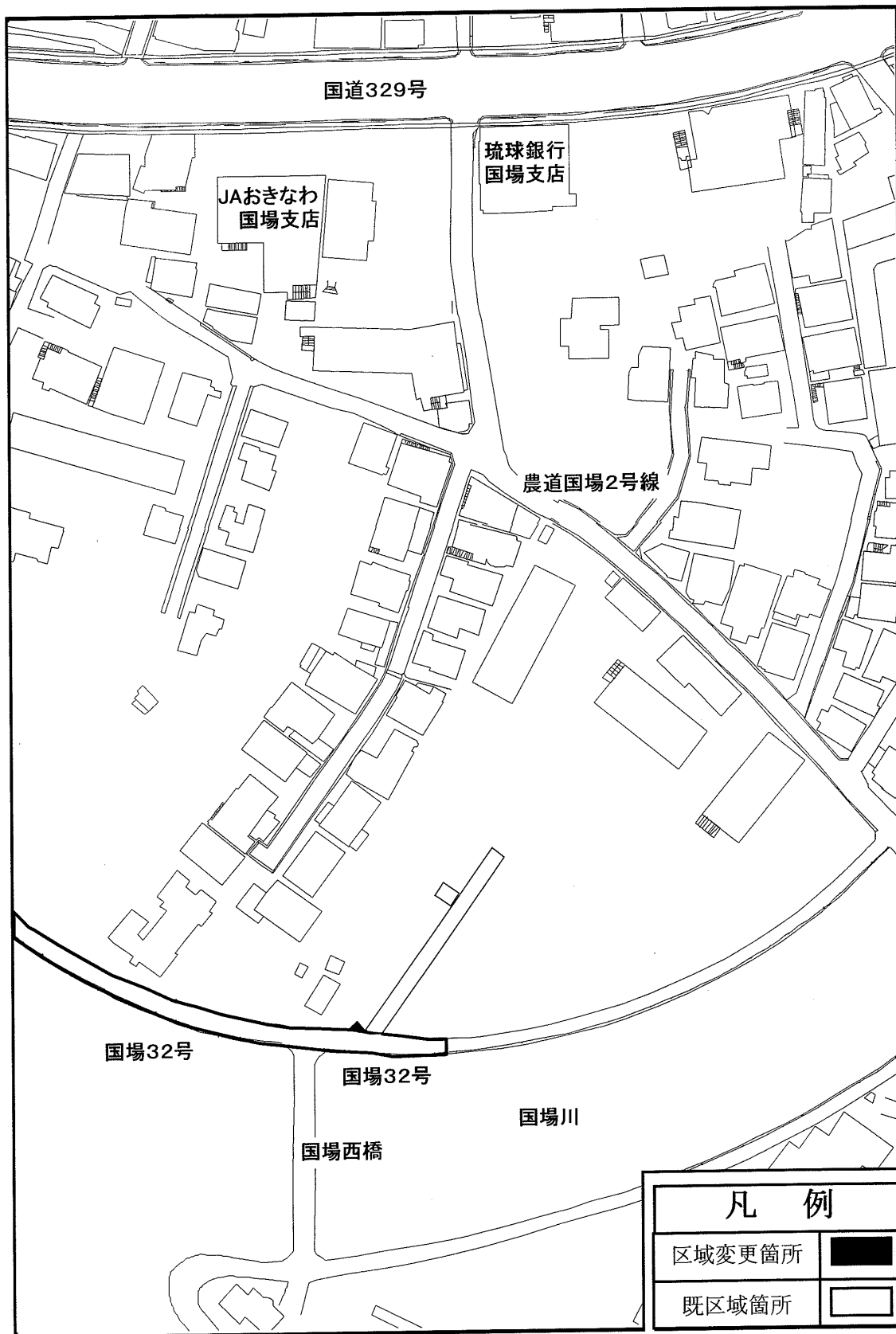
市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図)



市道路線の区域決定及び供用開始位置図（参考図）



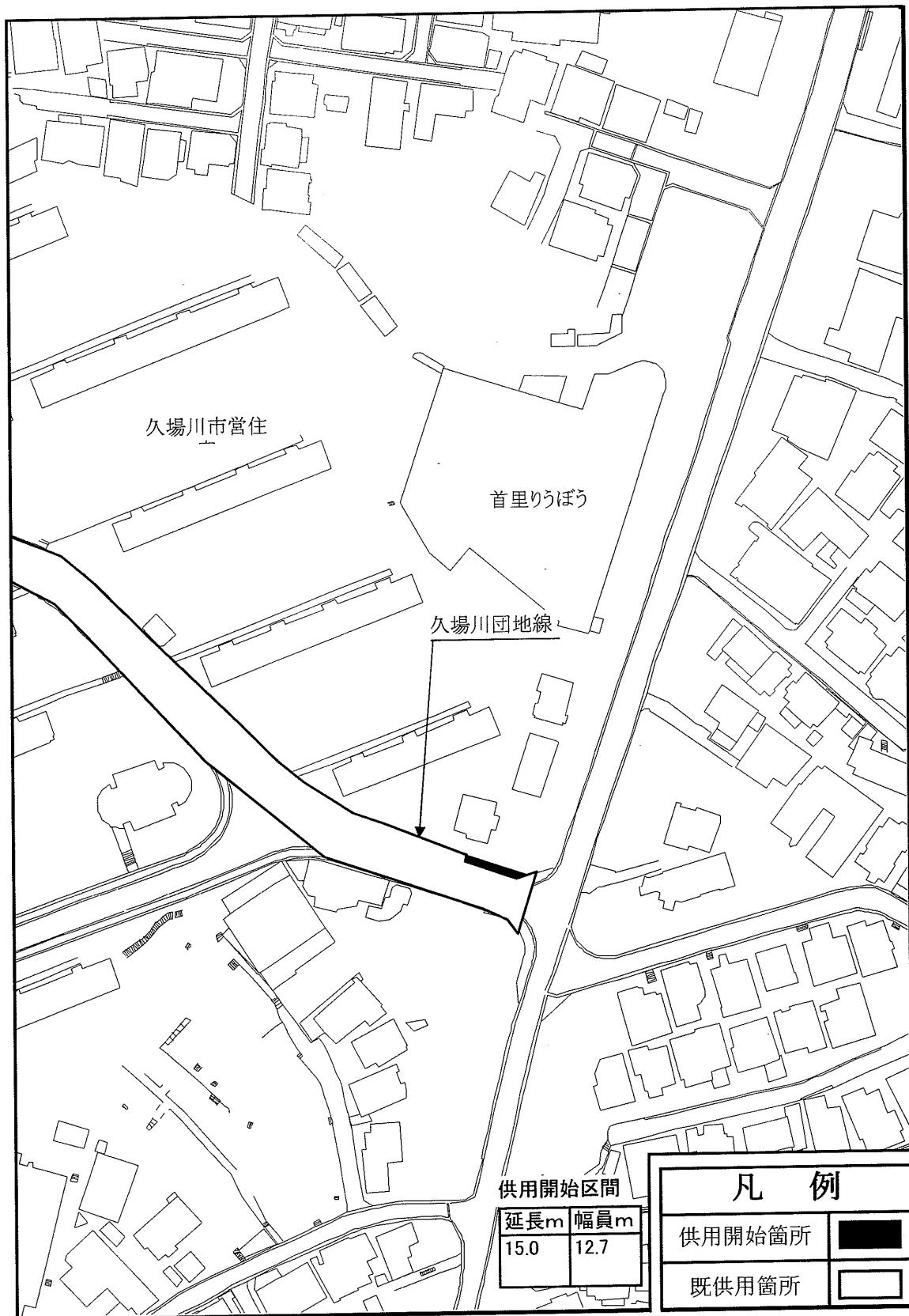
市道路線の区域変更位置図(参考図)



市道路線の供用開始位置図(参考図)



市道路線の供用開始位置図(参考図)



那覇市告示第 1 8 6 号

平成 2 2 年 3 月 3 0 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

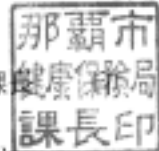
第10号様式（第19条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成22年 3月26日

那覇市長 様

実施機関 特定健診課



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	特定健診課 電話 862-0564（内2631）
業 務 の 名 称	特定健康診査除外対象者抽出業務
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成22年 3月31日
目 的 外 利 用 等 を す る 個 人 情 報 の 内 容	当該年度、那覇市国民健康保険に加入する40～74歳の妊産婦
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	特定健康診査の正確な受診率の把握や、対象者のみへの受診券発送等を行うために、除外対象である、妊産婦を対象者から抽出する。
新たな利用課又は提供先	特定健診課
所 管 部 課	健康保険 部（局） 健康推進課 課 地域保険（本庁）グループ 電話862-9016（内）2518

那覇市告示第 1 2 号

平成 2 2 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 1 5 8 条第 2 項及び那覇市会計規則第 3 4 条第 2 項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市立壺屋焼物博物館観光券観覧料収納事務委託 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市牧志 2 丁目 1 - 4 |
| 3 受託者の名称 | 社団法人那覇市観光協会
会長 米村 幸政 |
| 4 委託期間 | 平成 2 2 年 4 月 1 日～平成 2 3 年 3 月 3 1 日 |

那覇市告示第 1 3 号

平成 2 2 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料等の徴収事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 1 5 8 条第 2 項及び那覇市会計規則第 3 4 条第 2 項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料及び図録販売代金の
徴収事務 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市上之屋 1 丁目 1 0 番 3 号 |
| 3 受託者の名称 | （資）日清ビル管理
有限責任社員 上原 清報 |
| 4 委託期間 | 平成 2 2 年 4 月 1 日～平成 2 3 年 3 月 3 1 日 |

那覇市告示第 1 4 号

平成 2 2 年 4 月 1 日

掲 示 済

平成 22 年（2010 年）4 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 22 年（2010 年）4 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招集の日 平成 2 2 年 4 月 1 2 日（月）
- 2 招集の場所 那覇市議会議場
- 3 付議事件名
 - （1）那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - （2）米軍人によるひき逃げ事件等に関する意見書
 - （3）米軍人によるひき逃げ事件等に関する抗議決議
 - （4）専決処分の承認を求めることについて（那覇市税条例の一部を改正する条例制定）
 - （5）専決処分の承認を求めることについて（那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
 - （6）専決処分の報告について（工事請負金額の変更）
 - （7）専決処分の報告について（市営住宅の明渡等請求訴訟控訴事件の和解）
 - （8）専決処分の報告について（車両物損事故）

那覇市告示第 3 0 号

平成 2 2 年 4 月 2 日

掲 示 済

那覇市立幼稚園保育料等の集金代行業務委託について

那覇市会計規則第 3 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

委託業者

那覇市西 1 丁目 1 9 番 7 号

株式会社沖縄債権回収サービス

代表取締役 平良 孝夫

委託期間

自平成 2 2 年 4 月 1 日

至平成 2 3 年 3 月 3 1 日

那覇市告示第 3 4 号

平成 2 2 年 4 月 1 5 日

那覇市保育所保育料等の集金代行業務委託について

児童福祉法第 5 6 条第 4 項並びに那覇市会計規則第 3 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 委託業者 那覇市西 1 丁目 1 9 番 7 号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役 平良 孝夫
- 2 委託期間 自平成 2 2 年 4 月 1 日
至平成 2 3 年 3 月 3 1 日

那覇市告示第 3 5 号

平成 2 2 年 4 月 1 5 日

平成 22 年（2010 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 21 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 21 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 21 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 319,762 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,413,091 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 14,006,350	千円 167,686	千円 14,174,036
	1 国庫負担金	8,939,465	△13,517	8,925,948
	2 国庫補助金	5,066,885	181,203	5,248,088
6 県支出金		1,890,547	△48,304	1,842,243
	1 県補助金	1,578,733	7,670	1,586,403
	2 県負担金	311,814	△55,974	255,840
7 共同事業交付金		6,444,921	△746,057	5,698,864
	1 共同事業交付金	6,444,921	△746,057	5,698,864
9 繰入金		3,632,452	306,913	3,939,365
	1 他会計繰入金	3,632,451	306,913	3,939,364
歳 入 合 計		39,732,853	△319,762	39,413,091

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 723,458	千円 △16,855	千円 706,603
	1 総務管理費	527,095	△13,489	513,606
	2 徴税費	111,267	△3,366	107,901
2 保険給付費		23,995,728	300,000	24,295,728
	1 療養諸費	20,629,005	300,000	20,929,005
3 後期高齢者支援金等		4,704,786	0	4,704,786
	1 後期高齢者支援金等	4,704,786	0	4,704,786
6 介護納付金		1,768,328	0	1,768,328
	1 介護納付金	1,768,328	0	1,768,328
7 共同事業拠出金		6,446,279	△817,855	5,628,424
	1 共同事業拠出金	6,446,279	△817,855	5,628,424
8 保健事業費		277,510	△30,567	246,943
	1 特定健康診査等事業費	231,915	△39,169	192,746

	2 保健事業費	45,595	8,602	54,197
10 諸支出金		144,977	151,255	296,232
	1 償還金及び還付加算金	144,976	120,390	265,366
	2 繰出金	1	30,865	30,866
12 予備費		320	94,260	94,580
	1 予備費	320	94,260	94,580
歳 出 合 計		39,732,853	△319,762	39,413,091

那覇市告示第 3 6 号

平成 2 2 年 4 月 1 5 日

平成 22 年（2010 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 21 年度那覇市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 21 年度那覇市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）

平成 21 年度那覇市の老人保健特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 243,600 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 185,612 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		千円	千円	千円
		13,168	4,651	17,819
	1 支払基金交付金	13,168	4,651	17,819
2 繰入金		323,996	△268,553	55,443
	1 一般会計繰入金	323,996	△268,553	55,443
4 諸収入		8	20,302	20,310
	3 雑入	5	20,302	20,307
歳 入 合 計		429,212	△243,600	185,612

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 医療諸費		千円 324,720	千円 △243,600	千円 81,120
	1 医療諸費	324,720	△243,600	81,120
歳 出 合 計		429,212	△243,600	185,612

那覇市告示第 3 7 号

平成 2 2 年 4 月 1 5 日

平成 22 年（2010 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 21 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 21 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 21 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 86,533 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,335,146 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,872,992	千円 △73,688	千円 1,799,304
	1 後期高齢者医療保険料	1,872,992	△73,688	1,799,304
2 使用料及び手数料		201	215	416
	1 手数料	201	215	416
3 繰入金		519,760	△12,312	507,448
	1 一般会計繰入金	519,760	△12,312	507,448
5 諸収入		5,284	△748	4,536
	4 雑入	2,732	△748	1,984
歳 入 合 計		2,421,679	△86,533	2,335,146

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 29,895	千円 △2,618	千円 27,277
	1 総務管理費	14,549	0	14,549
	2 徴収費	15,346	△2,618	12,728
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		2,381,314	△83,915	2,297,399
	2 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,381,314	△83,915	2,297,399
歳 出 合 計		2,421,679	△86,533	2,335,146

那覇市告示第 3 8 号

平成 2 2 年 4 月 1 5 日

平成 22 年（2010 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度の那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算

平成 22 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 39,569,820 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費及び保健事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 8,993,882
	1 国民健康保険税	8,993,882
2 使用料及び手数料		9,700

	1 手数料	9,700
3 国庫支出金		14,879,117
	1 国庫負担金	9,151,797
	2 国庫補助金	5,727,320
4 療養給付費等交付金		830,251
	1 療養給付費等交付金	830,251
5 前期高齢者交付金		3,594,950
	1 前期高齢者交付金	3,594,950
6 県支出金		1,971,767
	1 県補助金	1,713,074
	2 県負担金	258,693
7 共同事業交付金		5,815,237
	1 共同事業交付金	5,815,237
8 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
9 繰入金		3,418,156
	1 他会計繰入金	3,418,155
	2 基金繰入金	1
10 繰越金		2
	1 繰越金	2
11 諸収入		56,756
	1 延滞金加算金及び過料	3,655
	2 預金利子	1
	4 雑入	53,100
歳 入 合 計		39,569,820

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 757,916
	1 総務管理費	567,093
	2 徴税費	111,814
	3 運営協議会費	838
	4 収納率向上特別対策事業費	40,574
	5 医療費適正化特別対策事業費	37,597
2 保険給付費		25,858,267
	1 療養諸費	22,468,879
	2 高額療養費	3,001,197
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	378,189
	5 葬祭諸費	10,000
3 後期高齢者支援金等		4,249,477
	1 後期高齢者支援金等	4,249,477
4 前期高齢者納付金等		7,847
	1 前期高齢者納付金等	7,847

5 老人保健拠出金		140,247
	1 老人保健拠出金	140,247
6 介護納付金		1,912,537
	1 介護納付金	1,912,537
7 共同事業拠出金		5,816,557
	1 共同事業拠出金	5,816,557
8 保健事業費		278,452
	1 特定健康診査等事業費	225,764
	2 保健事業費	52,688
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 諸支出金		31,352
	1 償還金及び還付加算金	31,351
	2 繰出金	1
11 繰上充用金		1
	1 繰上充用金	1
12 予備費		517,166
	1 予備費	517,166
歳 出 合 計		39,569,820

那覇市告示第 3 9 号

平成 2 2 年 4 月 1 5 日

平成 22 年（2010 年）2 月定例会で議決された平成 22 年度那覇市老人保健特別会計予算は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市老人保健特別会計予算

平成 22 年度那覇市老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 246,172 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 支払基金交付金		1,464
	1 支払基金交付金	1,464
2 繰入金		240,036

	1 一般会計繰入金	240,036
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		8
	1 延滞金及び加算金	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	5
5 国庫支出金		4,530
	1 国庫負担金	4,530
6 県支出金		133
	1 県負担金	133
歳 入 合 計		246,172

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 医療諸費		240,040
	1 医療諸費	240,040
2 諸支出金		6,132
	2 償還金	4
	3 繰出金	6,128
歳 出 合 計		246,172

那覇市告示第40号

平成22年4月15日

平成22年（2010年）2月定例会で議決された平成22年度那覇市後期高齢者医療特別会計の予算は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成22年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算

平成22年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,421,412千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		1, 899, 028
	1 後期高齢者医療保険料	1, 899, 028
2 使用料及び手数料		201
	1 手数料	201
3 繰入金		519, 594
	1 一般会計繰入金	519, 594
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2, 588
	1 延滞金、加算金及び過料	501
	2 償還金及び還付加算金	2, 050
	3 預金利子	1
	4 雑入	36
歳 入 合 計		2, 421, 412

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		26, 190
	1 総務管理費	13, 907
	2 徴収費	12, 283
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2, 393, 171
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2, 393, 171
3 諸支出金		2, 051
	1 償還金及び還付加算金	2, 050
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		2, 421, 412

公 告

那覇市公告第 2 3 8 号

平成 2 2 年 3 月 1 9 日

掲 示 済

土地収用法第 2 6 条の 2 第 2 項の規定による起業地を表示する図面の長期縦覧について

下記事業について沖縄県知事が土地収用法（以下「法」という。）第 2 0 条に基づき事業認定（平成 2 2 年 3 月 1 2 日付け県広報告示）をし、法第 2 6 条の 2 第 1 項により沖縄県知事から通知を受けたので法第 2 6 条の 2 第 2 項の規定により起業地を表示する図面を公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 起業者の名称
那覇市
- 2 事業の種類
山下町第一洞穴遺跡整備事業
- 3 起業地
ア 収用の部分 沖縄県那覇市山下町地内
イ 使用の部分 なし
- 4 縦覧場所
那覇市教育委員会 生涯学習部文化財課
- 5 縦覧期間
公告の日から事業の認定が効力を失う日、又は土地等の取得が完了した旨の県知事の通知を受ける日まで

那覇市公告第 2 3 9 号

平成 2 2 年 3 月 2 3 日

掲 示 済

平成 2 1 年度道路位置指定~~（変更・一部廃止）~~について

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路位置の指定を次のとおりしたので、建築基準法施行規則第 1 0 条の規定により公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課にそなえて一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 1 年度道路位置指定 ~~（変更・一部廃止）~~

指定年月日	位置 指定 番号	道路位置指定の 地名・地番	道路幅員 (m)	延長 (m)	内容
平成 21 年 10 月 5 日	5	首里石嶺町 4 丁目 440 番地 1・32、445-4	6.00 ～7.90	37.06	位置指定
平成 21 年 11 月 9 日	6	三原 1 丁目 207-2・ 3・4・7・8・9	5.00	25.00	位置指定
平成 22 年 1 月 5 日	7	首里石嶺町 1 丁目 50-4	4.00	34.00	位置指定

那覇市公告第 2 4 3 号

平成 2 2 年 3 月 3 0 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 4 項の規定により公示する。

※ ただし、職権消除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那 覇 市 公 告 第 4 号

平成 2 2 年 4 月 5 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項及び同法施行規則（昭和44年建設省令第53条）第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
那覇広域都市計画公園事業5・5・那5号首里城公園
- 2 施行者の名称
沖縄県
- 3 事務所の所在地
那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間
昭和62年10月23日から平成24年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那 覇 市 公 告 第 5 号

平成 2 2 年 4 月 5 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画公園事業
 - （2）名称 4・3・那4号 大石公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地
 - （1）収用の部分 変更なし
 - （2）使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
平成8年5月21日から平成24年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
（那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階）

那 覇 市 公 告 第 6 号

平成 2 2 年 4 月 5 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那1号 城岳公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
昭和56年4月27日から平成24年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那 覇 市 公 告 第 7 号

平成 2 2 年 4 月 5 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那8号 森口公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
平成2年6月15日から平成24年3月31日まで

6 縦覧の場所

那覇市役所建設管理部花とみどり課
（那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階）

那 覇 市 公 告 第 8 号

平成 2 2 年 4 月 5 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

- （1）種類 那覇広域都市計画公園事業
- （2）名称 3・3・那3号 希望ヶ丘公園

2 施行者の名称

那覇市

3 事務所の所在地

沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号

4 事業地

- （1）収用の部分 変更なし
- （2）使用の部分 なし

5 事業施行期間

平成4年10月2日から平成24年3月31日まで

6 縦覧の場所

那覇市役所建設管理部花とみどり課
（那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階）

那 覇 市 公 告 第 9 号

平成 2 2 年 4 月 5 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項及び同法施行規則第 4 9 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画公園事業
 - （2）名称 3・3・那 1 6 号 首里崎山公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- 4 事業地
 - （1）収用の部分 変更なし
 - （2）使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
平成 5 年 1 0 月 1 5 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
（那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階）

那 覇 市 公 告 第 1 0 号

平成 2 2 年 4 月 5 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項及び同法施行規則第 4 9 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 4・3・那1号 緑ヶ丘公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
昭和47年9月20日から平成24年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那覇市公告第11号

平成22年4月5日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那2号 末吉公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
昭和47年9月20日から平成24年3月31日まで

6 縦覧の場所

那覇市役所建設管理部花とみどり課
（那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階）

那覇市公告第12号

平成22年4月5日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

（1）種類 那覇広域都市計画公園事業

（2）名称 5・5・那3号 識名公園

2 施行者の名称

那覇市

3 事務所の所在地

沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号

4 事業地

（1）収用の部分 変更なし

（2）使用の部分 なし

5 事業施行期間

昭和58年8月8日から平成24年3月31日まで

6 縦覧の場所

那覇市役所建設管理部花とみどり課
（那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階）

那覇市公告第 1 3 号

平成 2 2 年 4 月 5 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項及び同法施行規則第 4 9 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画公園事業
 - （2）名称 那 6 号 寒川緑地
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- 4 事業地
 - （1）収用の部分 変更なし
 - （2）使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
平成 7 年 7 月 2 8 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
（那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階）

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 3 号

平成 2 2 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休日の代休日) 第9条 管理者は、職員に休日である<u>第3条から第5条までの規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)</u>に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、管理者が定めるところにより、当該休日前に、当	<u>(時間外勤務代休時間)</u> <u>第7条の2 管理者は、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第21条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)</u>として、<u>第3条第1項、第4条第2項又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)</u>のうち第8条第1項に規定する休日及び第9条第1項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。 <u>2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</u> <u>3 時間外勤務代休時間の指定については、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)第16条の2の規定を準用する。</u> (休日の代休日) 第9条 管理者は、職員に休日である<u>勤務日等</u>に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、管理者が定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日の後の勤務日等(<u>第7条の2</u>

該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日の後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2 〔略〕

（育児部分休業）

第12条の2 〔略〕

（1）～（2） 〔略〕

（3） 育児部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育休法その他の法律により育児休業をしている職員

（4） 前号に掲げる職員のほか、職員が育児部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

2 〔略〕

（育児部分休業の承認の失効等）

第12条の3 〔略〕

2 管理者は、育児部分休業をしている職員が当該育児部分休業に係る子を養育

第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 〔略〕

3 第1項の規定により代休日を指定するときは、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（第7条の2第3項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行わなければならない。

4 管理者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

5 代休日の指定の手続に関し必要な事項は、管理者が定める。

（育児部分休業）

第12条の2 〔略〕

（1）～（2） 〔略〕

（3） 職員が育児部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合（配偶者が育休法その他の法律により育児休業をしている場合を除く。）における当該職員

2 〔略〕

（育児部分休業の承認の失効等）

第12条の3 〔略〕

2 管理者は、育児部分休業をしている職員が当該育児部分休業に係る子を養育

しなくなったこと又は当該部分休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったと認めるときは、当該育児部分休業の承認を取り消すものとする。 (介護休暇) 第12条の6 [略] 2 ～ 4 [略] 5 <u>介護休暇については、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第3条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第2条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。</u> [別表第3(第10条の3関係) 別記]	しなくなったこと又は当該部分休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったと認めるとき <u>(配偶者が育休法その他の法律により育児休業をしている場合を除く。)</u> は、当該育児部分休業の承認を取り消すものとする。 (介護休暇) 第12条の6 [略] 2 ～ 4 [略] [別表第3(第10条の3関係) 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第12条の2第1項第3号及び第12条の3第2項の改正規定については、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第93号)の施行の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第10条の3関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1～16	[略]	
17	夏期休暇	5月から10月までの期間内において、1日を単位として、継続又は分割して5日間
18～22	[略]	
23	[略]	1日を単位として継続し、又は分割して年度5日以内

24	<u>職員が負傷又は病気の小学校就学前の子(配偶者の子を含む。)の看護を行うために勤務しないことが相当と認められる場合</u>	<u>1日又は1時間を単位として継続し、又は分割して年度5日以内</u>
----	---	--------------------------------------

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第3(第10条の3関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1～16	[略]	
17	夏期休暇	<u>一の年度において、5月から10月までの期間内において、1日を単位として、継続又は分割して5日間</u>
18～22	[略]	
23	[略]	<u>一の年度において、1日を単位として継続し、又は分割して年度5日以内</u>
24	<u>中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)を行う場合</u>	<u>一の年度において、1日又は1時間を単位として、当該子が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内</u>
25	<u>疾病、負傷等により日常生活を営むのに支障がある同居の親族等の介護等を行う場合</u>	<u>一の年度において、当該家族が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内</u>

備考 [略]

那覇市上下水道局規程第4号

平成 2 2 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程（平成20年那覇市上下水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（報酬） 第 2 条 非常勤職員の報酬の額は、次表の額に管理者が定めるところにより日額 374 円以内の額を加えた額とする。 [表 別記]	（報酬） 第 2 条 非常勤職員の報酬の額は、次表の額に管理者が定めるところにより日額 462 円以内の額を加えた額とする。 [表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、第 2 条の表の改正規定は、平成 21 年 5 月 1 日から適用する。

[改正前 別記]

第 2 条の表

所属	労務の区分	報酬の額(円)
総務課	施設維持管理員(庁舎内施設の維持管理)	時間額 920
総務課	施設維持管理員(庁舎外施設及び植栽等の維持管理)	時間額 824
料金課	窓口担当員	日額 5,510
料金課	滞納整理員	日額 920
料金課	下水道使用料算定員	<u>日額 5,510</u>
管理課	マッピングシステム入力員	日額 5,510
配水課	水質検査担当員	時間額 920
給排水設備課	下水道接続指導員	時間額 920
給排水設備課	下水道情報管理システム入力員	日額 5,510

[改正後 別記]

第 2 条の表

所属	労務の区分	報酬の額(円)
総務課	施設維持管理員(庁舎内施設の維持管理)	時間額 920
総務課	施設維持管理員(庁舎外施設及び植栽等の維持管理)	時間額 824
料金課	窓口担当員	日額 5,510
料金課	滞納整理員	時間額 920
料金課	下水道使用料算定員	<u>時間額 920</u>
管理課	マッピングシステム入力員	日額 5,510
<u>管理課</u>	<u>現場調査員</u>	<u>時間額 920</u>
配水課	水質検査担当員	時間額 920
給排水設備課	下水道接続指導員	時間額 920
給排水設備課	下水道情報管理システム入力員	日額 5,510

那覇市上下水道局規程第 5 号

平 成 2 2 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局契約事務規程（平成17年那覇市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（遅延違約金） 第38条 〔略〕 2 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、未納部分若しくは未済部分の価格又は対価に<u>年3.6パーセントの割合</u>を乗じて計算した額とする。 3～4 〔略〕	（遅延違約金） 第38条 〔略〕 2 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、未納部分若しくは未済部分の価格又は対価に<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）</u>を乗じて計算した額とする。 3～4 〔略〕
（局の責による遅延利息） 第39条 本局が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未支払金に<u>年3.6パーセントの割合</u>を乗じて計算した額とする。	（局の責による遅延利息） 第39条 本局が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未支払金に<u>支払遅延防止法の率</u>を乗じて計算した額とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 改正後の那覇市上下水道局契約事務規程の規定は、この規程の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

那覇市上下水道局規程第 6 号

平 成 2 2 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇市下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市下水道条例施行規程（平成17年那覇市上下水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(排水設備の固着箇所等) 第3条 条例第6条第2号に規定する排水設備を公共ます等に固着するときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。 (1) 汚水を排除するための排水設備は、<u>汚水ますのインバート上流端の接続孔</u>に管底高に食い違いの生じないようにし、かつ、ますの内壁に突き出さないように差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。 (2)～(3) [略] (排水設備の構造及び設計基準) 第4条 条例第6条第5号に規定する排水設備の構造及び設計基準は、次のとおりとする。 (1) 管渠 ア～ウ [略] <table border="1"> <thead> <tr> <th>排水管内径 (単位ミリメートル)</th><th>勾配</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 以上</td><td>100 分の 2 以上 100 分の 10 未満</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>150 以上</td><td>100 分の 1.5 以上 100 分の 6.5 未満</td></tr> <tr> <td>200 以上</td><td>100 分の 1.2 以上 100 分の 4.5 未満</td></tr> <tr> <td>250 以上</td><td>100 分の 1 以上 100 分の 3.4 未満</td></tr> </tbody> </table> エ 排水管の土かぶり、私道内では 45 センチメートル以上、宅地内では <u>25 センチメートル</u>以上を標準とする	排水管内径 (単位ミリメートル)	勾配	100 以上	100 分の 2 以上 100 分の 10 未満			150 以上	100 分の 1.5 以上 100 分の 6.5 未満	200 以上	100 分の 1.2 以上 100 分の 4.5 未満	250 以上	100 分の 1 以上 100 分の 3.4 未満	(排水設備の固着箇所等) 第3条 [略] (1) 汚水を排除するための排水設備は、<u>コンクリート製の汚水ますの場合、インバート上流端の接続孔</u>に管底高に食い違いの生じないようにし、かつ、ますの内壁に突き出さないように差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。 (2)～(3) [略] (排水設備の構造及び設計基準) 第4条 [略] (1) [略] ア～ウ [略] <table border="1"> <thead> <tr> <th>排水管内径 (単位ミリメートル)</th><th>勾配</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 以上</td><td>100 分の 2 以上 100 分の 10 未満</td></tr> <tr> <td><u>125 以上</u></td><td><u>100 分の 1.7 以上</u> <u>100 分の 8.3 未満</u></td></tr> <tr> <td>150 以上</td><td>100 分の 1.5 以上 100 分の 6.5 未満</td></tr> <tr> <td>200 以上</td><td>100 分の 1.2 以上 100 分の 4.5 未満</td></tr> <tr> <td>250 以上</td><td>100 分の 1 以上 100 分の 3.4 未満</td></tr> </tbody> </table> エ 排水管の土かぶり、私道内では 45 センチメートル以上、宅地内では <u>20 センチメートル</u>以上を標準とする	排水管内径 (単位ミリメートル)	勾配	100 以上	100 分の 2 以上 100 分の 10 未満	<u>125 以上</u>	<u>100 分の 1.7 以上</u> <u>100 分の 8.3 未満</u>	150 以上	100 分の 1.5 以上 100 分の 6.5 未満	200 以上	100 分の 1.2 以上 100 分の 4.5 未満	250 以上	100 分の 1 以上 100 分の 3.4 未満
排水管内径 (単位ミリメートル)	勾配																								
100 以上	100 分の 2 以上 100 分の 10 未満																								
150 以上	100 分の 1.5 以上 100 分の 6.5 未満																								
200 以上	100 分の 1.2 以上 100 分の 4.5 未満																								
250 以上	100 分の 1 以上 100 分の 3.4 未満																								
排水管内径 (単位ミリメートル)	勾配																								
100 以上	100 分の 2 以上 100 分の 10 未満																								
<u>125 以上</u>	<u>100 分の 1.7 以上</u> <u>100 分の 8.3 未満</u>																								
150 以上	100 分の 1.5 以上 100 分の 6.5 未満																								
200 以上	100 分の 1.2 以上 100 分の 4.5 未満																								
250 以上	100 分の 1 以上 100 分の 3.4 未満																								

こと。

(2) ます

ア 暗渠の起点、合流点及び屈曲点又は内径若しくは管種の異なる箇所にはますを設置すること。ただし、清掃又は検査の容易な場所には枝付管又は曲管を用いること。

イ [略]

ウ ますの内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、30センチメートル以上とすること。円形又は角形とし、れんが、コンクリート、プラスチックその他の耐水性の材料で造られていること。

エ [略]

オ ますには鋳鉄製のふたを取り付けること。ただし、雨水管渠に属するものでは格子ふたを取り付けることができる。

(3) ごみよけ装置

浴場、流し場等の汚水流出箇所には、固形物の流下を止めるため、目幅 10 ミリメートル以下のストレーナーを設けること。

(4)～(8) [略]

(総代人の選定届)

第 8 条 [略]

2 条例第 21 条第 2 項第 4 号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) [略]

(2) 水道メーター番号

(3) [略]

(除害施設の使用開始等の届出)

第 11 条 [略]

2 [略]

(排出汚水量の認定)

こと。

(2) [略]

ア 暗渠の起点、合流点及び屈曲点又は内径若しくは管種の異なる箇所にはますを設置すること。ただし、ますの設置が困難な場所には掃除口を設けること。

イ [略]

ウ ますの内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、15センチメートル以上とすること。円形又は角形とし、プラスチック、鉄筋コンクリート等の耐水性の材料で造られていること。

エ [略]

オ 汚水ますにはプラスチック製、鋳鉄製の密閉ふたを取り付けること。ただし、雨水管渠に属するものでは格子ふたを取り付けることができる。

(3) [略]

浴場、流し場等の汚水流出箇所には、固形物の流下を止めるため、目幅 8 ミリメートル以下のストレーナーを設けること。

(4)～(8) [略]

(総代人の選定届)

第 8 条 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 水道メーター番号及び指数

(3) [略]

(除害施設の使用開始等の届出)

第 11 条 [略]

2 [略]

3 条例第 30 条第 1 項の規定による届出は、除害施設設置者氏名変更届(第 10 号様式)によるものとする。

(排出汚水量の認定)

第 14 条　〔略〕

2　前項の場合において、管理者の指定する位置に設置された計測のための装置がないときは、次に定めるところによる。

(1)　〔略〕

(2)　前号に規定する井戸水を市水道水又は他市町村水道水と併用する場合の井戸水に係る排出汚水量は、前号の規定にかかわらず、5立方メートルとする。

(3)　前2号に規定する場合以外の排出汚水量については、揚水設備、水の使用状況、業務の態様その他の事実を考慮して認定する。

第1号様式

(表)

〔略〕	
設置場所	〔略〕
接続方法	〔略〕

第 14 条　〔略〕

2　条例第36条第3項ただし書及び第37条第2項ただし書の管理者が設置の必要がないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1)　計測のための装置の設置が技術的に困難であつて、排出汚水量が容易に推定できるとき。

(2)　使用する水量及び排出汚水量の区分が明らかで、かつ、これらの量を明確にすることができるとき。

(3)　一般世帯において、井戸水又は雨水と市水道水を併用する場合で、特に管理者が認めるとき。

3　前項第1号及び第2号の場合における排出汚水量は、揚水設備、水の使用状況、業務の態様その他の事実を考慮して認定するものとする。

4　第2項第3号の場合における排出汚水量は、次に定めるところによる。

(1)　〔略〕

(2)　前号に規定する井戸水を市水道水又は他市町村水道水と併用する場合の当該井戸水に係る排出汚水量は、前号の規定にかかわらず、5立方メートルとする。

(3)　雨水を市水道水又は他市町村水道水と併用する場合の当該雨水に係る排出汚水量は、1使用月につき3立方メートルとする。

第1号様式（第5条関係）

(表)

〔略〕	
設置場所	〔略〕
接続方法	〔略〕

義 務 者	[略]
工 事 の 種 別	1 汲取改造 2 浄化槽改造 3 新 築 4 増築 5 改築 6 臨時
[略]	

(裏)

[略]

第 2 号様式

[略]

第 3 号様式

[略]

第 4 号様式

下水道排水設備検査済証			
下記の設置場所の排水設備は、那覇市 下水道条例第9条第1項の規定による検 査の結果、排水設備の設置及び構造に関 する法令及び同条例の規定に <u>適合し ていることを証明します。</u>			
[略]			

第 5 号様式

[略]

[略]

第 6 号様式

[略]			
水道 メー ター番 号	住所	氏名	印
[略]			

第 7 号様式

(表)

[略]

(裏)

[略]

第 8 号様式

[略]

第 9 号様式

義 務 者	[略]
工 事 の 種 別	1 くみ取改造 2 浄化槽改造 3 新築 4 増築 5 改築 6 臨時
[略]	

(裏)

[略]

第 2 号様式 (第 5 条関係)

[略]

第 3 号様式 (第 6 条関係)

[略]

第 4 号様式 (第 7 条関係)

下水道排水設備検査済証			
下記の設置場所の排水設備は、那覇市 下水道条例第9条第1項の規定による検 査の結果、排水設備の設置及び構造に関 する法令及び同条例の規定に <u>適合して いるものと認められますので、検査済証 を交付します。</u>			
[略]			

第 5 号様式 (第 7 条関係)

[略]

[略]

第 6 号様式 (第 8 条関係)

[略]				
水道 メー ター番 号	指数	住所	氏名	印
[略]				

第 7 号様式 (第 9 条関係)

(表)

[略]

(裏)

[略]

第 8 号様式 (第 10 条関係)

[略]

第 9 号様式 (第 11 条関係)

[略]	[略]
第 10 号様式	第 10 号様式 <u>（第 11 条関係）</u>
[略]	[略]
第 11 号様式	第 11 号様式 <u>（第 12 条関係）</u>
[略]	[略]
第 12 号様式	第 12 号様式 <u>（第 15 条関係）</u>
(表)	(表)
[略]	[略]
(裏)	(裏)
[略]	[略]
第 13 号様式	第 13 号様式 <u>（第 16 条関係）</u>
[略]	[略]
第 14 号様式	第 14 号様式 <u>（第 18 条関係）</u>
[略]	[略]
第 15 号様式	第 15 号様式 <u>（第 18 条関係）</u>
[略]	[略]
第 16 号様式	第 16 号様式 <u>（第 19 条関係）</u>
[略]	[略]
第 17 号様式	第 17 号様式 <u>（第 19 条関係）</u>
[略]	[略]
第 18 号様式	第 18 号様式 <u>（第 20 条関係）</u>
[略]	[略]
第 19 号様式	第 19 号様式 <u>（第 22 条関係）</u>
[略]	[略]
第 20 号様式	第 20 号様式 <u>（第 23 条関係）</u>
[略]	[略]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を当該改正後部分に加える。	

付 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 7 号

平 成 2 2 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇市排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程

那覇市排水設備指定工事店規程（平成17年那覇市上下水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（用語の定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 責任技術者証 責任技術者を証するため<u>社団法人</u>日本下水道協会沖縄県支部長が発行した責任技術者証をいう。 （指定工事店の指定の要件） 第3条 条例第11条第7号の管理者が定める要件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 法人が指定工事店の指定を受ける場合において、その役員となる者が次に掲げる要件を備えていること。 ア 成年被後見人、<u>被保佐人又は破産者でないこと。</u> イ～ウ 〔略〕 (2) 〔略〕 （指定の申請書等） 第4条 〔略〕 2 条例第12条第1項第4号の管理者が定める書類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 〔略〕 <u>(4)～(5) 〔略〕</u> <u>(6)</u> 法人の場合は、定款の写し及び代表者に関する<u>第4号</u>に規定する書類 <u>(7)</u> 〔略〕 3 〔略〕 （異動等の届出） 第8条 条例第16条第2項第4号の管理者が定めるときは、次に掲げるとおりと	（用語の定義） 第2条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 責任技術者証 責任技術者を証するため日本下水道協会沖縄県支部長が発行した責任技術者証をいう。 （指定工事店の指定の要件） 第3条 〔略〕 (1) 〔略〕 ア 成年被後見人<u>若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。</u> イ～ウ 〔略〕 (2) 〔略〕 （指定の申請書等） 第4条 〔略〕 2 〔略〕 (1)～(3) 〔略〕 <u>(4) 誓約書</u> <u>(5)～(6) 〔略〕</u> <u>(7)</u> 法人の場合は、定款の写し及び<u>代表者の住民票記載事項証明書並びに代表者に関する第5号</u>に規定する書類 <u>(8)</u> 〔略〕 3 〔略〕 （異動等の届出） 第8条 条例第16条第2項第4号の管理者が定める<u>事項</u>は、次に掲げるとおりと

する。 (1) 代表者に異動があったとき。 (2) 営業所の<u>住居表示に変更があったとき。</u> 2～3 [略] 4 前項の届出には、次に掲げる書類を添付するものとする。 (1) 商号に変更があったとき <u>商業登記簿謄本</u>及び指定工事店証 (2) <u>法人が営業所を移転したとき</u> <u>商業登記簿謄本</u>及び指定工事店証 (3) 専属する責任技術者に異動があったとき <u>新たに専属の責任技術者となった者の責任技術者証</u> (4) 代表者に異動があったとき <u>商業登記簿謄本</u>及び指定工事店証 (5) 営業所の<u>住居表示</u>に変更があったとき <u>住居表示変更証明書又は商業登記簿謄本</u>及び指定工事店証 5～7 [略] [第1号様式～第5号様式 別記]	する。 (1) 代表者の<u>異動</u> (2) 営業所の<u>住所の表示の変更</u> 2～3 [略] 4 [略] (1) <u>組織又は商号に変更があったとき</u> <u>登記事項証明書(法人の場合)</u> 及び指定工事店証 (2) 営業所を移転したとき <u>登記事項証明書(法人の場合)</u> 及び指定工事店証 (3) 専属する責任技術者に異動があったとき <u>責任技術者証の写し</u> (4) 代表者に異動があったとき <u>登記事項証明書(法人の場合)</u> 及び指定工事店証 (5) 営業所の<u>住所の表示</u>に変更があったとき <u>住所変更証明書又は登記事項証明書(法人の場合)</u> 及び指定工事店証 (6) <u>その他管理者が定めるもの</u> 5～7 [略] [第1号様式～第5号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

【改正前 別記】

第 1 号様式

下水道排水設備指定工事店申請書 （ 新規・継続 ）		
年 月 日		
那覇市上下水道事業管理者 様		
申 請 者	フ リ ガ ナ 商 号	
	フ リ ガ ナ 代表者氏名 代表者住所	〒 ・ 電話 （ ）
	フ リ ガ ナ 営業所住所	〒 ・ 電話 （ ）
〔添付書類〕 1 申請者（法人の場合は代表者）が、 <u>成年被後見人、被保佐人又は破産者でないことを証する書類</u> （本籍地で交付） 2 申請者（法人の場合は代表者）の住民票記載事項証明書（ <u>住民票抄本で戸籍記載のあるもの</u> ）又は外国人登録済証明書及び経歴書 3 法人の場合は、 <u>商業登記簿謄本</u> 、定款の写し及び誓約書 4 〔略〕 5 専属責任技術者名簿 6 工事の施工に必要な機械器具を有していることを証する書類 7 申請者が個人の場合は、住民登録をしている市町村の市町村民税、固定資産税及び国民健康保険税(料)の <u>過去 3 ヶ年分の納税証明書</u> 8 申請者が法人の場合は、営業所が所在する市町村の市町村民税及び固定資産税の <u>過去 3 ヶ年分の納税証明書</u>		

[改正後 別記]

第 1 号様式（第 4 条関係）

下水道排水設備指定工事店申請書 （ 新規・継続 ）		
年 月 日		
那覇市上下水道事業管理者 様		
申 請 者	フ リ ガ ナ 商 号	
	フ リ ガ ナ 代表者氏名 代表者住所	〒 ・ 印 電話 （ ）
	フ リ ガ ナ 営業所所在地	〒 ・ 電話 （ ）
[添付書類] 1 申請者(法人の場合は代表者)が、<u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないことを証する書類（本籍地のある市町村及び法務局で交付）</u> 2 申請者(法人の場合は代表者)の<u>住民票記載事項証明書（本籍記載のある住民票謄・抄本でも可）又は外国人登録済証明書</u> 3 <u>誓約書、経歴書（申請者）</u> 4 法人の場合は、<u>登記事項証明書</u>、定款の写し 5 [略] 6 <u>専属責任技術者名簿（責任技術者証の写し、雇用関係を証する書類）</u> 7 工事の施工に必要な<u>設備及び器材</u>を有していることを証する書類 8 申請者が個人の場合は、住民登録をしている市町村の市町村民税、固定資産税及び国民健康保険税（料）の<u>納税証明書(滞納のない証明書)</u> 9 申請者が法人の場合は、営業所が所在する市町村の市町村民税及び固定資産税の<u>納税証明書(滞納のない証明書)</u>		

【改正前 別記】

第 2 号様式

那覇市下水道排水設備指定工事店証

指 定（登 録）番 号	第 号
指定工事店名（商号）	
営 業 所 住 所	沖縄県
代 表 者 氏 名	
指 定 の 有 効 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

上記の者を、那覇市下水道条例第 11 条の規定により那覇市下水道排水設備指定工事店として指定する。

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者

印

[改正後 別記]

第 2 号様式（第 5 条関係）

那覇市下水道排水設備指定工事店証

指 定（登 録）番 号	第 号
指定工事店名（商号）	
営 業 所 所 在 地	沖縄県
代 表 者 氏 名	
指 定 の 有 効 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

上記の者を、那覇市下水道条例第 11 条の規定により、那覇市下水道排水設備指定工事店として指定する。

年 月 日

那覇市上下水道事業管理者

印

[改正前 別記]
第3号様式

下水道排水設備指定工事店証再発行申請書			
年 月 日			
那覇市上下水道事業管理者 様			
申 請 者	指定（登録）番号	第 号	
	フリガナ 指定工事店名（商号）		
	フリガナ 代表者氏名		印
	営業所住所	〒 ー 電話 （ ）	
[再発行申請理由]			
[添付書類]			
1 指定工事店証を損傷した場合は、損傷した指定工事店証を添付すること。			

第3号様式 (第5条関係)

年 月 日

申請者

第 号

フリガナ
代表者氏名

印

電話 ()

[再発行申請理由]

[添付書類]

- 1 指定工事店証を損傷した場合は、損傷した指定工事店証を添付すること。

第4号様式

119

[改正後 別記]

第 4 号様式（第 8 条関係）

下水道排水設備指定工事店異動届		
那覇市上下水道事業管理者 様		年 月 日
指定（登録）番号		第 号
指定工事店名（商号）		
代表者氏名		印
異動事項	新	旧
一 組織又は商号に変更があったとき		
	添付書類 1 定款の写し、登記事項証明書（法人の場合） 2 誓約書 3 指定工事店証	
二 代表者に異動があったとき		
	添付書類 1 定款の写し、登記事項証明書（法人の場合） 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないことを証する書類（本籍地のある市町村及び法務局で交付） 3 住民票記載事項証明書（本籍記載のある住民票謄・抄本でも可）又は外国人登録済証明書 4 経歴書 5 誓約書 6 指定工事店証	
三 営業所を移転したとき		
	添付書類 1 定款の写し、登記事項証明書（法人の場合） 2 営業所の平面図、写真及び付近見取図 3 指定工事店証	
四 営業所の住所の表示に変更があったとき		
	添付書類 1 住所変更証明書又は登記事項証明書（法人の場合） 2 指定工事店証	
五 専属責任技術者に異動があったとき		
	添付書類 1 専属責任技術者名簿 2 責任技術者証の写し 3 雇用関係を証する書類	

【改正前 別記】

第 5 号様式

下水道排水設備指定工事店指定辞退届			
年 月 日			
那覇市上下水道事業管理者 様			
申 請 者	指 定（登 録）番 号	第 号	
	フリガナ 指定工事店名(商号)		
	フリガナ 代 表 者 氏 名		印
	営 業 所 <u>住 所</u>	電話	
主 な 理 由			
注意 1 指定工事店証を添付して下さい。 2 専属責任技術者についても、記載事項変更届と責任技術者証を同時に提出して下さい。			

【改正後 別記】

第 5 号様式(第 8 条関係)

下水道排水設備指定工事店指定辞退届			
年 月 日			
那覇市上下水道事業管理者 様			
申 請 者	指 定 (登 録) 番 号	第 号	
	フ リ ガ ナ 指定工事店名(商号)		
	フ リ ガ ナ 代 表 者 氏 名		印
	営 業 所 所 在 地	電 話	
主 な 理 由			
注意 1 指定工事店証を添付して下さい。 2 専属責任技術者についても、記載事項変更届と責任技術者証を同時に提出して下さい。			

那覇市上下水道局規程第 8 号

平 成 2 2 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程の一部を改正する規程をここに
公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局水洗便所改造等資金貸付規程（平成17年那覇市上下水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（貸付けの対象工事） 第3条 資金の貸付けは、次に掲げる工事について行うものとする。 (1) <u>くみ取り</u>便所の水洗便所への改造工事及びこれと一連の排水設備工事 (2) 既設の<u>し尿浄化槽</u>を廃止して、公共下水道へ接続する工事及びこれと一連の排水設備工事 (3) [略] 第1号様式 [略] 第2号様式 [略] 第3号様式 [略] 第4号様式 [略] 第5号様式 [略] [略]	（貸付けの対象工事） 第3条 [略] (1) <u>くみ取</u>便所の水洗便所への改造工事及びこれと一連の排水設備工事 (2) 既設の<u>浄化槽</u>を廃止して、公共下水道へ接続する工事及びこれと一連の排水設備工事 (3) [略] 第1号様式 <u>（第6条関係）</u> [略] 第2号様式 <u>（第7条関係）</u> [略] 第3号様式 <u>（第7条関係）</u> [略] 第4号様式 <u>（第10条関係）</u> [略] 第5号様式 <u>（第16条関係）</u> [略] [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 9 号

平 成 2 2 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

那覇市水道事業及び下水道事業会計規程(1968年那覇市水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第2章 [略] 第3章 [略] 第1節～第2節 [略] 第3節 [略] (第30条～第40条) 第4節～第5節 [略] 第4章～第7章 [略] 付則 (企業出納員) <u>第4条 局に企業出納員を置き、総務課長、料金課担当副参事、企画経営課担当副参事、給排水設備課長、企画経営課財政係主査、企画経営課財政係長、料金課収納・整理係主査、料金課収納・整理係長、総務課管財係長、総務課管財係主査及び給排水設備課給水工事係長をもってこれに充てる。</u> <u>2 企業出納員を、業務企業出納員、物品企業出納員及び会計企業出納員に区分し、その事務は当該各号に定めるとおりとする。</u> (1) <u>業務企業出納員 水道料金、水道加入金、手数料その他上下水道事業管理者(第7条を除き、以下「管理者」という。)が指定する収納金の収納事務</u> (2) <u>物品企業出納員 固定資産会計事務(減価償却を除く。)及びたな卸資産の出納保管事務</u> (3) <u>会計企業出納員 前2号以外の会計事務</u> <u>3 第1項の企業出納員を、前項の区分に応じ、業務企業出納員については総務課</u>	目次 第1章～第2章 [略] 第3章 [略] 第1節～第2節 [略] 第3節 [略] (第29条の2～第40条) 第4節～第5節 [略] 第4章～第7章 [略] 付則 (企業出納員) <u>第4条 水道事業及び下水道事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため企業出納員を置く。</u> <u>2 企業出納員を、会計企業出納員、業務企業出納員及び物品企業出納員に区分し、その職及び取扱事務は、別表のとおりとする。</u> <u>3 企業出納員の責任順位は、第1順位を課長職にある者、第2順位を係長職にあ</u>

長、総務課管財係長、総務課管財係主査、料金課担当副参事、料金課収納・整理係主査及び料金課収納・整理係長を、物品企業出納員については総務課長、総務課管財係長、総務課管財係主査、給排水設備課長及び給排水設備課給水工事係長を、会計企業出納員については企画経営課担当副参事、企画経営課財政係主査及び企画経営課財政係長をもって充てる。
この場合において給排水設備課長及び給排水設備課給水工事係長としての物品企業出納員は、給排水設備課の所管事務で発生するたな卸資産の出納保管事務を処理するものとする。

- 4 会計企業出納員が決裁する事項について企画経営課担当副参事である会計企業出納員が出張、病気その他の理由により一時的に決裁できない状態（以下「不在」という。）のときは、企画経営課財政係主査又は企画経営課財政係長である企業出納員が代決し、業務企業出納員が決裁する事項について総務課長又は料金課担当副参事である業務企業出納員が不在のときは、総務課管財係長若しくは総務課管財係主査又は料金課収納・整理係主査若しくは料金課収納・整理係長である企業出納員が代決し、総務課長である物品企業出納員が決裁する事項について総務課長が不在のときは、総務課管財係長又は総務課管財係主査である企業出納員が代決する。ただし、給排水設備課長である物品企業出納員が所管する事務については、物品企業出納員である給排水設備課長が不在のときは、給排水設備課給水工事係長である企業出納員が代決する。

- 5 前項の規定は、企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときに準用する。
(企業出納員への事務委任)

る者とし、第2順位の企業出納員は、第1順位の企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときに別表の取扱事務の欄に掲げる事務をつかさどる

(企業出納員への事務委任)

第5条 管理者は、次の各号に掲げる企業出納員へ当該各号に掲げる事務を委任する。

(1) 会計企業出納員

ア 管理者名義の預金の範囲内で支払通知書及び預金引出書を発行すること。

イ 同一金融機関内において預金種目を組み替えること。

ウ 指定金融機関相互間において預金を組み替えること。

エ 業務企業出納員が収納する収納金以外の収納金を収納すること。

(2) 業務企業出納員

ア 水道料金、水道加入金、下水道使用料、手数料その他管理者が指定する収納金を収納すること。

イ つり銭用現金を現金取扱員へ保管転換すること。

(3) 物品企業出納員

ア 固定資産を取得、保存整理、処分及び整理すること。

イ たな卸資産を出納保管すること。

(現金取扱員)

第6条 局に現金取扱員をおく。

2 [略]

(出納取扱金融機関)

第7条の2 局に属する公金の収納及び支払については、企業出納員及び現金取扱員の事務の一部を取り扱わせるため、出納及び収納取扱金融機関を置く。

2 出納及び収納取扱金融機関は、地方公

第5条 上下水道事業管理者(第7条を除き、以下「管理者」という。)は、別表の各号に掲げる課長職にある企業出納員へ、委任事務の欄の各号に掲げる事務を委任する。

2 前項の企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときは、それぞれ係長職にある企業出納員がその事務を行うものとする。

(現金取扱員)

第6条 局に現金取扱員を置く。

2 [略]

(指定金融機関)

第7条の2 管理者は、水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を市長の同意を得て指定した金融機関(以下「指定金融機関」という。)に行わせるものとする。

2 指定金融機関のうち、収納及び支払事

営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第27条ただし書の規定により、政令で定める金融機関のうちから管理者が市長の同意を得て指定する。

- 3 管理者は前項の規定により、指定した金融機関と現金の収納及び支払事務につき、別に定める事務取扱要綱に基づき契約を締結する。

第8条 会計の経理は、損益勘定、資産勘定、資本勘定及び負債勘定その他必要な整理勘定に区分して行い、各勘定を別表に定める勘定科目に区分し整理する。

(会計伝票の種類及び呼称)

第13条 会計伝票は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票の3種類とし、それぞれ収入伺書、支払伺書及び振替伺書と呼ぶ。

(会計伝票の発行)

第14条 [略]

- 2 会計伝票は、勘定科目ごとに1葉の伝票とする。

第3節 支出

(支払伝票の執行)

第33条 [略]

- 2 [略]

(資金前渡)

第34条の3 地方公営企業法施行令(以下

務の一部を取り扱わせるものを那覇市上下水道局出納取扱金融機関と、収納事務の一部を取り扱わせるものを那覇市上下水道局収納取扱金融機関とする。

- 3 管理者は、指定金融機関と公金の収納及び支払事務に関し、別に定める事務取扱要綱に基づき契約を締結する。

第8条 局の経理は、損益勘定、資産勘定、資本勘定及び負債勘定その他必要な整理勘定に区分する。

- 2 前項に規定する勘定科目の区分は、管理者が別に定める。

(会計伝票の種類)

第13条 会計伝票は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票の3種類とし、それぞれ収入伺書、支払伺書及び振替伺書という。

(会計伝票の発行)

第14条 [略]

- 2 会計伝票は、勘定科目ごとに1葉の伝票とする。ただし、これにより難いときは、この限りでない。

第3節 支出

(支出負担行為書)

第29条の2 各課長は、支出の原因となるべき契約を締結したとき又は債権者から支払請求があったとき等により、支出額が決定されたときは、支出負担行為書を作成しなければならない。

(支払伝票の執行)

第33条 [略]

- 2 [略]

- 3 前項の規定にかかわらず、署名を習慣とする外国人の自署は記名押印とみなして処理することができる。

(資金前渡)

第34条の3 地方公営企業法施行令(昭和

「令」という。)第21条の5第1項第15号の規定に基づき、資金前渡ができる経費は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(概算払)

第39条 令第21条の6第1項第5号の規定により概算払ができる経費は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める経費

(概算払の精算)

第39条の2 [略]

2 精算の結果残金があるときは、精算と同時に返納しなければならない。

(前金払)

第39条の3 令第21条の7第1項第8号の規定により前金払ができる経費は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認める経費

2 [略]

(請求書及び支払調書)

第40条 請求書及び支払調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 給料、報酬及び旅費に関するもの

ア 給料及び報酬等は、職名、氏名及び支給額等

イ 退職手当は、旧職名、氏名及び支給額等

ウ 旅費は、旅行先、用務、日程、路程、職名、氏名及び支給額等

(2) 物件の購入に関するもの

品目、単位、数量、単価及び金額等。
ただし、同一物件の代金を数回にわ

27年政令第403号。以下「令」という。)第21条の5第1項第15号の規定により、資金前渡ができる経費は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) [略]

(概算払)

第39条 令第21条の6第5号の規定により概算払ができる経費は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認める経費

(概算払の精算)

第39条の2 [略]

2 第36条第2項の規定は、概算払いについて準用する。

(前金払)

第39条の3 令第21条の7第8号の規定により前金払ができる経費は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認める経費

2 [略]

(請求書及び支払調書)

第40条 [略]

(1) 給料、報酬、退職手当及び旅費に関するもの

ア 給料及び報酬は、職名、氏名、支支給額等

イ 退職手当は、旧職名、氏名、支支給額等

ウ 旅費は、旅行先、用務、日程、路程、職名、氏名、支支給額等

(2) 物件の購入に関するもの

品目、単位、数量、単価、金金額等。
ただし、同一物件の代金を数回にわ

たって請求するものは、既納数量、領収年月日、領収金額及び契約総額を併記すること。

(3) 工事請負に関するもの

工事名、工事場所、完了年月日及び金額等。ただし、同一工事代金を数回にわたって請求するものは、前号のただし書に準ずること。

(4) 労務に関するもの

工事名、就労場所、就労日数、氏名及び金額等

(5) 負担金及び補助金に関するもの

住所、氏名、目的及び金額等

(6) 業務委託に関するもの

業務名、業務場所、完了年月日及び金額等。ただし、一の業務委託の代金を数回にわたって請求するものについては、第2号ただし書の規定を準用する。

(前受金の整理区分)

第42条 前受金は、次の各号に掲げる区分によって整理しなければならない。

(1)～(3) [略]

(預り金の整理区分)

第43条 預り金は、次の各号に掲げる区分によって整理しなければならない。

(1)～(2) [略]

(準備計画)

第52条 物品企業出納員は、貯蔵品準備要求書、使用実績及び保有高等を基礎に貯蔵品の準備計画を立てなければならない。

(購入手続)

第53条 物品企業出納員は、たな卸資産を購入しようとするときは、物品購入伺書を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。

2 たな卸資産以外の物品(直購入物品)の購入は、各課長が物品購入伺書を作成

たって請求するものは、既納数量、領収年月日、領収金額及び契約総額を併記すること。

(3) 工事請負に関するもの

工事名、工事場所、完了年月日、金額等。ただし、同一工事代金を数回にわたって請求するものは、前号のただし書に準ずること。

(4) 労務に関するもの

工事名、就労場所、就労日数、氏名、金額等

(5) 負担金及び補助金に関するもの

住所、氏名、目的、金額等

(6) 業務委託に関するもの

業務名、業務場所、完了年月日、金額等。ただし、一の業務委託の代金を数回にわたって請求するものについては、第2号ただし書の規定を準用する。

(前受金の整理区分)

第42条 前受金は、次に掲げる区分によって整理しなければならない。

(1)～(3) [略]

(預り金の整理区分)

第43条 預り金は、次に掲げる区分によって整理しなければならない。

(1)～(2) [略]

(準備計画)

第52条 物品企業出納員は、貯蔵品準備要求書、使用実績、保有高等を基礎に貯蔵品の準備計画を立てなければならない。

(購入手続)

第53条 物品企業出納員は、たな卸資産を購入しようとするときは、物品購入に係る執行伺書を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。

2 たな卸資産以外の物品(直購入物品)の購入は、各課長が物品購入に係る執行

し、管理者の決裁を受けなければならない。

3 [略]

(物品購入要求)

第54条 物品企業出納員及び各課長は、前条の物品購入伺の決裁を受けたときは、その物品購入伺書を契約検査課長に送付し物品購入の要求をしなければならない。

(物品購入)

第55条 前条の物品購入書の送付があったときは、契約検査課長は、必要な手続をとり、遅滞なく物品を購入しなければならない。

(物品購入の代行)

第55条の2 次の各号に掲げる物品の購入は、第54条の規定にかかわらず、物品企業出納員又は各課長において代行するものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に定めるもののほか、1品が2,000円未満で、かつ、購入金額が2万円未満の物品のうち管理者が認めるもの

(6) [略]

(検査)

第56条 物品を購入したときは、契約検査課長は、検査の上これを受領するものとする。ただし、那覇市上下水道局分課

伺書を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。

3 [略]

(物品購入依頼)

第54条 物品企業出納員及び各課長は、前条の物品購入伺の決裁を受けたときは、その物品購入に係る契約依頼書を契約検査課長に送付し物品購入の依頼をしなければならない。

(物品購入)

第55条 前条の契約依頼書の送付があったときは、契約検査課長は、必要な手続をとり、遅滞なく物品を購入しなければならない。

(物品購入の代行)

第55条の2 次に掲げる物品の購入は、前2条の規定にかかわらず、物品企業出納員又は各課長において代行するものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に定めるもののほか、1品が2,000円未満で、かつ、購入金額が2万円未満の物品のうち管理者が認めるもの

(6) [略]

2 前項各号に掲げる物品のほか、那覇市上下水道局契約事務規程（平成17年那覇市水道局規程第1号）第29条第1項第1号の規定による契約書の作成を省略することができる随意契約で、かつ、請書を徴しないもので、購入予定額が30万円未満の物品（備消耗品費に限る。）の購入のうち管理者が認めるものについても、物品企業出納員又は各課長において代行するものとする。

(検査)

第56条 物品を購入したときは、契約検査課長は、検査の上これを受領するものとする。ただし、那覇市上下水道局分課

規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)
第6条に規定する総務課の分掌事務以外のもの及びたな卸資産以外の物品については、契約検査課長以外の各課長に検査させることができる。

(取得価格)

第62条 たな卸資産の取得価格は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(3) [略]

(返納)

第64条 製作、建設、改良及び修繕等の工事のために出庫したたな卸資産で、工事の完了により残品が生じたときは、当該課長はその都度現物を添えて物品企業出納員に返納しなければならない。

2 [略]

(固定資産の範囲)

第74条 この規程において固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

土地、建物、立木、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品(耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上のもの)、建設仮勘定

(2)～(3) [略]

(固定資産の取得)

第76条 各課長は、固定資産を取得しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載し、文書により総務課に合議のうえ、管理者の決裁を受けなければならない。

(1)～(6) [略]

(固定資産の取得価格)

第77条 固定資産の取得価格は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(4) [略]

(工事経費)

第80条 固定資産への振替額は、次の経費(直接費)に工事配賦率を乗じて得た

規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)
第6条に規定する契約検査課の分掌事務以外のもの及びたな卸資産以外の物品については、契約検査課長以外の各課長に検査させることができる。

(取得価格)

第62条 たな卸資産の取得価格は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) [略]

(返納)

第64条 製作、建設、改良、修繕等の工事のために出庫したたな卸資産で、工事の完了により残品が生じたときは、当該課長はその都度現物を添えて物品企業出納員に返納しなければならない。

2 [略]

(固定資産の範囲)

第74条 この規程において固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品(耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上のもの)、建設仮勘定

(2)～(3) [略]

(固定資産の取得)

第76条 各課長は、固定資産を取得しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により総務課に合議のうえ、管理者の決裁を受けなければならない。

(1)～(6) [略]

(固定資産の取得価格)

第77条 固定資産の取得価格は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) [略]

(工事経費)

第80条 固定資産への振替額は、次の経費に工事配賦率に直接工事費を乗じて

工事配賦額を加えた額とする。

(1)～(4) [略]

(廃棄)

第87条 各課長は、固定資産の廃棄の事由が生じたときは、次の各号に掲げる事項を具してその固定資産を物品企業出納員に返納しなければならない。

(1)～(4) [略]

(売却)

第89条 物品企業出納員は、固定資産を売却しようとするときは、次の各号に掲げる事項を具して管理者の決裁を受けなければならない。

(1)～(5) [略]

(償却の範囲)

第92条 減価償却は、有形固定資産については、100分の95まで無形固定資産については、100分の100に相当する金額に達するまでこれを行うものとする。

2 [略]

(台帳)

第93条 各課長は、所管に係る固定資産台帳、物品企業出納員は、これを総括する固定資産台帳を備えつけ、固定資産の増減異動を整理し、常にその現状を明らかにしておかなければならない。

(報告)

第95条 物品企業出納員は、固定資産状況を毎年度末に次の各号に掲げる書類により管理者に報告しなければならない。

(1)～(3) [略]

(予算の総括)

第96条 予算の編成並びに執行に関する総括事務は、企画経営課長が行なう。

(予算の繰越し)

得た工事配賦額を加えた額とする。

(1)～(4) [略]

(廃棄)

第87条 各課長は、固定資産の廃棄の事由が生じたときは、次に掲げる事項を具してその固定資産を物品企業出納員に返納しなければならない。

(1)～(4) [略]

(売却)

第89条 物品企業出納員は、固定資産を売却しようとするときは、次に掲げる事項を具して管理者の決裁を受けなければならない。

(1)～(5) [略]

(償却の範囲)

第92条 減価償却は、有形固定資産については100分の95まで、無形固定資産については100分の100に相当する金額に達するまでこれを行うものとする。

2 [略]

(台帳)

第93条 各課長は、所管に係る固定資産台帳を、物品企業出納員は、これを総括する固定資産台帳を備えつけ、固定資産の増減異動を整理し、常にその現状を明らかにしておかなければならない。

(報告)

第95条 物品企業出納員は、固定資産状況を毎年度末に次に掲げる書類により管理者に報告しなければならない。

(1)～(3) [略]

(予算の総括)

第96条 予算の編成及び執行に関する総括事務は、企画経営課長が行なう。

(予算の繰越し)

<u>第104条 各課長は、予算に定める建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったもので翌年度に繰り越して使用する経費の金額については、その事項ごとにその理由を明らかにして繰越説明書を作成し、3月10日までに企画経営課長に提出しなければならない。</u> <u>2</u> [略] <u>3</u> [略] <u>4</u> 前3項の規定は、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避けがたい事故のため年度内に支払義務が発生しなかったものについて、年度内に繰り越して使用する必要がある場合及び継続費について翌年度に逓次繰り越して使用する場合についてこれを準用する。継続費を逓次繰り越す場合において、繰越説明書は継続費逓次繰越説明書と、繰越計算書は継続費逓次繰越計算書と読み替えるものとする。 [別表第1 別記] [別表第2(下水道事業会計) 別記]	<u>第104条 各課長は、法第26条第1項の規定により予算に定めた建設又は改良に要する経費の金額を翌年度に繰り越して使用する場合は、部長の承認を得なければならない。</u> <u>2</u> 各課長は、前項の規定により部長の承認を得たときは、翌年度に繰り越して使用する経費の金額について、事項ごとに翌年度に繰り越す理由を明らかにした繰越説明書を作成し、3月10日までに企画経営課長に提出しなければならない。 <u>3</u> [略] <u>4</u> [略] <u>5</u> 前各項の規定は、法第26条第2項ただし書の規定により支出予算の金額を翌事業年度に繰り越して使用する場合及び令第18条の2の規定により継続費に係る支出予定額を逓次繰り越して使用する場合に準用する。継続費を逓次繰り越して使用する場合において「繰越説明書」とあるのは「継続費逓次繰越説明書」と、「繰越計算書」とあるのは「継続費逓次繰越計算書」と読み替えるものとする。 [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

[改正後 別記]

別表（第4条、第5条関係）

区分及び 企業出納員		取扱事務	委任事務
(1) 会 計 企 業 出 納 員	企画経営課担当副参事 財政係主査（出納担当） 財政係長	金銭の出納、保管及びその他の会計事務	① 管理者名義の預金の範囲内で支払通知書及び預金引出書を発行すること。 ② 同一金融機関内において預金種目を組み替えること。 ③ 指定金融機関相互間において預金を組み替えること。 ④ 業務企業出納員が収納する収納金以外の収納金を収納すること。
	総務課長 管財係長	収納金の収納及び保管事務	① 駐車料金その他管理者が指定する収納金を収納すること。 ② つり銭用現金を現金取扱員へ保管転換すること
(2) 業 務 企 業 出 納 員	料金課担当副参事 収納・整理係主査 収納・整理係長	収納金の収納及び保管事務	① 水道料金、下水道使用料、水道加入金、手数料その他管理者が指定する収納金を収納すること。 ② 過誤納金を還付するために資金前渡される現金及びつり銭用現金を現金取扱員へ保管転換すること。
	総務課長 管財係長	固定資産会計事務（減価償却を除く。）及びたな卸資産の出納保管事務	① 固定資産を取得、管理、処分及び整理すること。 ② たな卸資産（量水器を除く。）を出納保管すること。
(3) 物 品 企 業 出 納 員	給排水設備課長 給水工事係長	固定資産会計事務（減価償却を除く。）及びたな卸資産の出納保管事務	① たな卸資産（量水器）を出納保管すること。

[改正前 別記]

別表第1

資産勘定

款	項	目	節	備考
固定資産	有形固定資産	土地	事務所用地	本庁舎用地等、専ら事務のために用いる土地取水、浄水、配水等の施設のため用いる土地
			施設用地	
			その他土地	
		建物	事務所用建物	本庁舎の出張所、専ら事務所の用に供している建物
			施設用建物	取水、浄水、貯水及び配水等の作業施設の用に供されている建物
			公舎合宿用建物	事業の運営に必要な公舎合宿等の建物
			その他建物	
			建物附属設備	
			建物減価償却累計額	
			構築物	
			配水設備	配水池以降の送配水管及び附属設備
			その他構築物	
			構築物減価償却累計額	
		機械及び装置	電気設備	電動機、変圧機、発電機及び所内配電設備
			ポンプ設備	ポンプ及びこれに直結し分離しがたい電動機等の電気設備
			塩素滅菌設備	塩素投入装置等塩素滅菌のための設備
			量水器	直接需要者の用に供している量水器用計器
			その他機械装置	
			機械及び装置減価償却累計額	
			車両運搬具	自動車その他陸上運搬具
			車両運搬具減価償却累計額	
			工具器具及び備品	機械及び装置の附属設備に含まれない工具器具及び備品（耐用年数1年未満かつ取得価額10万円未満のものを除く）
			工具器具及び備品減価償却累計額	

		建設仮勘定配 水設備費	給料 手当等 賃金 法定福利費 報酬 旅費 研修費 退職給与金 報償費 被服費 備用品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 広告料 委託料 手数料 賃借料 修繕費 請負工事費 路面復旧費 動力費 材料費 補償金 食糧費 交際費 厚生費 負担金 受水費 保険料 公課費	
		建設仮勘定営 業設備費	土地購入費 機械器具購入 費 量水器購入費 車両購入費 施設費 有価証券購入 費	

流動資産	無形固定資産	建設仮勘定施設買収費	施設買収費	
		建設仮勘定繰越年度末残高	建設仮勘定繰越年度末残高	
	投資	水利権		有償で取得した水利権
		借地権		〃 賃借権
		地上権		〃 地上権
		特許権		
		施設利用権		有償で取得した電気、ガス等の供給施設利用権
	現金預金	電話加入権		
		投資有価証券		有価証券で投資の目的をもって所有するもの
		出資金		
		長期貸付金	一般貸付金	他会計及び職員に対する長期貸付金以外のもの
			他会計貸付金	
	未収金	職員貸付金	職員貸付金	
		基金		基金設置条例に基づき特定預金等の形態で保有するもの
		その他投資		
		現金		管理者保管金等
		預金		定期預金(貸借対照表日から起算して1年以内の短期のもの)普通預金等
	有価証券	営業未収金	営業活動に係る収益の未収入額	
			未収給水収益	水道料金の未収入額
			その他営業未収金	
		営業外未収金		
		未収消費税及び地方消費税還付金		消費税及び地方消費税に係る還付金の未収金
	有価証券	その他未収金		固定資産の売却代金など資本的収入の未収金及び諸給与の返納等の未収額
		有価証券		一時的所有を目的とする有価証券(差入保証金の代用として提供されたもので短期間内に返却されるものを除く。)

繰延勘定	貯蔵品	原材料 貯蔵量水器 消耗品 消耗工具器具備品 その他貯蔵品	貯蔵品名鑑の区分による原材料、貯蔵量水器、消耗品、消耗工具器具備品、その他貯蔵品
	短期貸付金	一般短期貸付金 他会計貸付金 職員貸付金	貸付金で返済期日が貸借対照表起算日から起算して1年以内のもの
	前払費用		前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されてない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して1年以内に費用となるもの
	前払金	前払金 前払消費税及び地方消費税	物品の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属しないもの 年度途中において中間納付される消費税額及び地方消費税額
	その他流動資産	仮払消費税及び地方消費税 特定収入仮払消費税及び地方消費税 その他流動資産	課税仕入れに係る消費税額及び地方消費税額 資本的支出の課税仕入れに係る控除できない消費税額及び地方消費税額 上記以外の流動資産
	企業債発行差金		
	開発費		
	退職給与金		
	試験研究費		
	災害損失		

(注)

- 1 収益勘定及び費用勘定のうち「項」「目」「節」についてこれによりがたい取引が生じたときは、別に科目を設けることができる。
- 2 資産勘定、資本勘定及び負債勘定のうち「項」「目」「節」についてこれによりがたい取引が生じたとき及び「その他〇〇〇〇」にて処理することが適当でないときは、別に科目を設けることができる。

[改正前 別記]

別表第2(下水道事業会計)

資産勘定

款	項	目	節
固定資産			
	形固定資産		
		土地	
			事務所用地
			施設用地
			その他土地
		建物	
			事務所用建物
			ポンプ場建物
			処理場建物
			その他建物
		建物減価償却累計額	
			事務所用減価償却累計額
			ポンプ場建物減価償却累計額
			処理場建物減価償却累計額
			その他建物減価償却累計額
		構築物	
			管路施設
			ポンプ場施設
			処理場施設
			その他構築物
		構築物減価償却累計額	
			管路施設減価償却累計額
			ポンプ場施設減価償却累計額
			処理場施設減価償却累計額
			その他構築物減価償却累計額
		機械及び装置	
			管路機械設備
			ポンプ場機械設備
			処理場機械設備
			その他機械設備
			管路電気設備
			ポンプ場電気設備
			処理場電気設備
			その他電気設備
			その他機械及び装置

		機械及び装置減価償却累計額	
			管路機械設備減価償却累計額
			ポンプ機械設備減価償却累計額
			処理場機械設備減価償却累計額
			その他機械設備減価償却累計額
			管路電気設備減価償却累計額
			ポンプ場電気設備減価償却累計額
			処理場電気設備減価償却累計額
			その他電気設備減価償却累計額
			その他機械及び装置減価償却累計額
		車両運搬具	
			車両及び運搬具
		車両運搬具減価償却累計額	
			車両及び運搬具減価償却累計額
		工具、器具及び備品	
			作業用品
			事務用品
			試験用品
		工具、器具及び備品減価償却費	
			作業用品減価償却費
			事務用品減価償却費
			試験用品減価償却費
		その他有形固定資産	
			その他有形固定資産
		その他有形固定資産減価償却費	
			その他有形固定資産減価償却費
		建設仮勘定公共下水道整備事業費(単独)	事業活動に関連する費用
		建設仮勘定公共下水道整備事業費(補助)	給料
			手当等
			賃金
			法定福利費
			旅費
			研修費
			被服費
			備用品費
			燃料費
			光熱水費
			印刷製本費
			通信運搬費
			広告料
			委託料

			手数料
			賃借料
			修繕費
			工事請負費
			補償金
			保険料
			負担金
			材料費
		建設仮勘定営業設備費	
			土地購入費
			機械器具購入費
			量水器購入費
			車両購入費
			施設費
		建設仮勘定施設買収費	
			施設買収費
	無形固定資産		
		施設利用権	
			施設利用権
		電話加入権	
			電話加入権
		その他無形固定資産	
			その他無形固定資産
	投資		
		投資有価証券	
			投資有価証券
		長期貸付金	
			水洗便所改造等資金貸付金
		基金	
			基金
		その他投資	
			その他投資
流動資産			
	現金預金		
		現金預金	
			現金
	未収金		
		営業未収金	
			営業未収金
		営業外未収金	
			営業外未入金
			未収消費税還付金
		その他未収金	
			その他未収金

			水洗便所改造等資金貸付金返還金未収金
貯蔵品			
	貯蔵品		
			貯蔵マンホール蓋
			その他貯蔵品
他会計貸付金			
	他会計貸付金		
			他会計貸付金
前払金			
	前払金		前払金
	前払消費税		前払消費税
仮払金			
	仮払金		
			仮払金
有価証券			
	有価証券		
			保管有価証券
			短期有価証券
その他流動資産			
	その他の流動資産		
			その他の流動資産
仮払消費税			
	仮払消費税		
			仮払消費税
繰延勘定			
	開発費	開発費	開発費
	退職給与金	退職給与金	退職給与金
	試験研究費	試験研究費	試験研究費
	災害損失	災害損失	災害損失

資本勘定

款	項	目	節
資本金			
	自己資本金		
		固有資本金	固有資本金
		繰入資本金	繰入資本金
		出資金	出資金
		組入資本金	組入資本金
		再評価組入資本金	再評価組入資本金
	借入資本金		

		企業債	下水道事業債
		他会計借入金	他会計借入金
剰余金			
	資本剰余金		
		受贈財産評価額	受贈財産評価額
		国庫(県)補助金	国庫補助金
			県補助金
		他会計補助金	一般会計補助金
		工事負担金	工事負担金
		補償金	補償金
		その他資本剰余金	その他資本剰余金
	利益剰余金	減債積立金	減債積立金
		利益積立金	利益積立金
		建設改良積立金	建設改良積立金
		未処分利益剰余金	未処分利益剰余金
		繰越利益剰余金	繰越利益剰余金
		未処理欠損金	未処理欠損金

負債勘定

款	項	目	節
固定負債			
	企業債	企業債	企業債
	他会計借入金	他会計借入金	他会計借入金
	引当金	退職給与引当金	退職給与引当金
		修繕引当金	修繕引当金
	その他の固定負債	その他の固定負債	その他の固定負債
流動負債			
	一時借入金	一時借入金	一時借入金
	未払金	営業未払金	営業未払金
		営業外未払金	営業外未払金
			未払消費税
		工事未払金	工事未払金
		その他未払金	その他未払金
			貯蔵品購入未払金
	前受金	前受金	前受金
	預り金	預り金	税金預り金
			保険料預り金
			共済預り金
			共済預り金
			契約保証金
			諸預り金
	預り保証有価証券	預り保証有価証券	預り保証有価証券

	仮受消費税	仮受消費税	仮受消費税
--	-------	-------	-------

損益勘定

款	項	目	節
下水道事業収益			
	営業収益		
		下水道使用料	下水道使用料
		その他の営業収益	
			手数料
	営業外収益		
		受取利息	
			預金利息
			基金利息
			貸付金利息
		他会計補助金	
			一般会計補助金
		他会計負担金	
			他会計負担金
		補償金	
			補償金
		雑収益	
			延滞金収益
			賃借料
			再生水売却収入
			その他雑収益
	特別収益		
		固定資産売却益	
			固定資産売却益
		過年度損益修正益	
			過年度損益修正益
		その他特別利益	
			その他特別利益
下水道事業費用			
	営業費用		
		管渠費	事業活動に関連する費用
		ポンプ場費	
		排水設備費	
		業務費	
		総経費	
			給料
			手当等

		賃金
		法定福利費
		報酬
		旅費
		研究費
		退職給与金
		報償費
		被服費
		備用品費
		燃料費
		光熱水費
		印刷製本費
		通信運搬費
		広告料
		委託料
		手数料
		賃借料
		修繕費
		工事請負費
		補償金
		食糧費
		交際費
		厚生費
		負担金
		補助金
		保険料
		公課費
		材料費
		薬品費
		動力費
	減価償却費	
		有形固定資産減価償却費
		無形固定資産減価償却費
	資産減耗費	
		固定資産除却費
		たな卸資産減耗費
	営業外費用	
		支払利息
		企業債利息
		借入金利息
	消費税	
		消費税
	繰延勘定償却	

			繰延勘定償却
		雑支出	
			雑支出
	特別損失		
		固定資産売却損	
			固定資産売却損
		過年度損益修正損	
			過年度損益修正損
		その他特別損失	
			その他特別損失
	予備費		
		予備費	
			予備費

(注)

- 1 収益勘定及び費用勘定のうち「項」「目」「節」についてこれによりがたい取引が生じたときは、別に科目を設けることができる。
- 2 資産勘定、資本勘定及び負債勘定のうち「項」「目」「節」についてこれによりがたい取引が生じたとき及び「その他〇〇〇〇」にて処理することが適当でないときは、別に科目を設けることができる。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 4 7 号

平 成 2 2 年 3 月 2 4 日

掲 示 済

平成 22 年（2010 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 21 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 21 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成 2 1 年度那覇市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 平成 2 1 年度那覇市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量のうち、（2）年間総配水量「39,559,795 m³」を「38,780,804 m³」に、（3）一日平均配水量「108,383 m³」を「106,248 m³」に改める。

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入				
第 1 款	水道事業収益	8,590,991 千円	△160,562 千円	8,430,429 千円
第 1 項	営業収益	8,406,422 千円	△163,774 千円	8,242,648 千円
第 2 項	営業外収益	142,743 千円	3,055 千円	145,798 千円
第 3 項	特別利益	41,826 千円	157 千円	41,983 千円
支 出				
第 1 款	水道事業費用	8,006,351 千円	△283,623 千円	7,722,728 千円
第 1 項	営業費用	7,660,466 千円	△257,663 千円	7,402,803 千円
第 2 項	営業外費用	270,960 千円	8,261 千円	279,221 千円
第 3 項	特別損失	54,925 千円	△34,221 千円	20,704 千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,122,611 千円」を「1,030,127 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「49,477 千円」を「44,584 千円」に、「及び過年度分損益勘定留保資金 1,073,134 千円」を「、減債積立金 321,504 千円及び過年度分損益勘定留保資金 664,039 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正す

る。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		支 出		
第 1 款	資本的支出	1, 497, 532 千円	△92, 484 千円	1, 405, 048 千円
第 1 項	建設改良費	1, 171, 027 千円	△108, 640 千円	1, 062, 387 千円
第 3 項	その他資本 的支出	1 千円	16, 156 千円	16, 157 千円

(債務負担行為)

第 5 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限度額
電算機器等保守管理業務委託	平成 21 年度から平成 22 年度まで	101 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1, 271, 716 千円	△27, 135 千円	1, 244, 581 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 7 条 予算第 8 条中「39, 136 千円」を「35, 680 千円」に改める。

那覇市上下水道局告示第 4 8 号

平成 2 2 年 3 月 2 4 日

掲 示 済

平成 22 年（2010 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 21 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 21 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

(総則)

第 1 条 平成 2 1 年度那覇市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 平成 2 1 年度那覇市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量のうち、(2)年間総処理水量「34, 957, 352m³」を「34, 449, 554 m³」に、(3)一日平均処理水量「95, 773m³」を「94, 382m³」に改める。

（収益的收入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第1款	下水道事業収益	3,973,026 千円	△99,700 千円	3,873,326 千円
第1項	営業収益	3,468,164 千円	△73,910 千円	3,394,254 千円
第2項	営業外収益	504,861 千円	△26,094 千円	478,767 千円
第3項	特別利益	1 千円	304 千円	305 千円
		支 出		
第1款	下水道事業費用	3,952,344 千円	△103,400 千円	3,848,944 千円
第1項	営業費用	3,291,582 千円	△81,020 千円	3,210,562 千円
第2項	営業外費用	633,486 千円	△22,380 千円	611,106 千円

（資本的收入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額「669,612 千円」を「675,430 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「18,748 千円」を「23,580 千円」に、「及び過年度分損益勘定留保資金 650,864 千円」を「、減債積立金 170,604 千円及び過年度分損益勘定留保資金 481,246 千円」に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第1款	資本的收入	1,684,369 千円	77,521 千円	1,761,890 千円
第1項	企業債	902,300 千円	57,000 千円	959,300 千円
第3項	出資金	262,369 千円	20,521 千円	282,890 千円
		支 出		
第1款	資本的支出	2,353,981 千円	83,339 千円	2,437,320 千円
第1項	建設改良費	1,167,442 千円	83,339 千円	1,250,781 千円

（企業債）

第5条 予算第6条に定めた流域下水道事業債の限度額「100,900 千円」を「192,800 千円」に、下水道事業債（特別措置分）の限度額「491,800 千円」を「456,900 千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	338,311 千円	△6,620 千円	331,691 千円

那覇市上下水道局告示第 4 9 号

平成 2 2 年 3 月 2 4 日

掲 示 済

平成 22 年（2010 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市水道事業会計予算

（総則）

第 1 条 平成 2 2 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水戸数	149,900 戸
（2）年間総配水量	38,982,898 m ³
（3）一日平均配水量	106,802 m ³
（4）主要な建設改良事業の概要	
水道施設整備事業 事業費	922,535 千円

（収益的收入及び支出）

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 水道事業収益	8,430,187 千円
第 1 項 営業収益	8,230,531 千円
第 2 項 営業外収益	159,658 千円
第 3 項 特別利益	39,998 千円

支 出

第 1 款 水道事業費用	7,708,733 千円
第 1 項 営業費用	7,408,692 千円
第 2 項 営業外費用	265,965 千円
第 3 項 特別損失	14,076 千円
第 4 項 予備費	20,000 千円

（資本的收入及び支出）

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 1,138,090 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 45,178 千円、減債積立金 353,935 千円及び過年度分損益勘定留保資金 738,977 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	295,466 千円
第1項 補助金	260,000 千円
第2項 出資金	8,232 千円
第3項 固定資産売却代金	15,001 千円
第4項 その他資本収入	1 千円
第5項 他会計貸付金償還金	12,232 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,433,556 千円
第1項 建設改良費	1,074,620 千円
第2項 企業債償還金	353,935 千円
第3項 その他資本的支出	1 千円
第4項 予備費	5,000 千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
水道管緊急修繕工事及び 保安業務委託	平成 22 年度から 平成 23 年度まで	平成 23 年度那覇市水道事業会計 予算において計上する額及び平 成 22 年度末修繕引当金残高

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用、営業外費用及び特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費	1,271,837 千円
（2）交際費	256 千円

（たな卸資産購入限度額）

第8条 たな卸資産の購入限度額は、38,841 千円と定める。

那覇市上下水道局告示第50号

平成 2 2 年 3 月 2 4 日

掲 示 済

平成 22 年（2010 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市下水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市下水道事業会計予算

（総則）

第 1 条 平成 2 2 年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）水洗化戸数	138, 000 戸
（2）年間総処理水量	34, 582, 344 m ³
（3）一日平均処理水量	94, 746 m ³
（4）主要な建設改良事業の概要	
公共下水道整備事業 事業費	877, 700 千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益	3, 904, 048 千円
第 1 項 営業収益	3, 412, 920 千円
第 2 項 営業外収益	491, 127 千円
第 3 項 特別利益	1 千円

支 出

第 1 款 下水道事業費用	3, 879, 019 千円
第 1 項 営業費用	3, 225, 917 千円
第 2 項 営業外費用	627, 465 千円
第 3 項 特別損失	5, 637 千円
第 4 項 予備費	20, 000 千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 635, 055 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 19, 976 千円及び過年度分損益勘定留保資金 615, 079 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入	1,750,903 千円
第 1 項 企業債	482,400 千円
第 2 項 補助金	516,000 千円
第 3 項 出資金	749,921 千円
第 4 項 その他資本収入	2,582 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	2,385,958 千円
第 1 項 建設改良費	1,238,248 千円
第 2 項 企業債償還金	1,125,477 千円
第 3 項 他会計借入金償還金	12,233 千円
第 4 項 投資	5,000 千円
第 5 項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
公共下水道維持管理業務委託	平成 22 年度から平成 23 年度まで	66,000 千円
公共枿設置工事	平成 22 年度から平成 23 年度まで	6,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 309,600	証 書 借 入 又 は証券発行	年 8 % 以内	償還期間は、据置期間 を含め 30 年以内とする。 償還方法は、元利均等、 元金均等等による。 ただし、財政の都合に より、据置期間中であつ ても繰上償還し、償還年 限を変更し、又は借り換 えることができる。
流域下水道事業	172,800			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、600,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費

406,578 千円

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第4号

平成22年3月26日

公 布 済

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会

委員長 田 端 温 代

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校管理運営規則（平成2年那覇市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（長期欠席児童・生徒の通知） 第13条 校長は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第20条の規定に該当する児童・生徒については、<u>長期欠席児童通知書（第10号様式）又は長期欠席生徒通知書（第10号様式の2）</u>により速やかに教育委員会に通知しなければならない。 [第10号様式（その1） 別記] [第10号様式（その2） 別記] [第10号様式の2（その1） 別記] [第10号様式の2（その2） 別記]	（長期欠席児童・生徒の通知） 第13条 校長は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第20条の規定に該当する児童・生徒については、<u>長期欠席児童生徒通知書（第10号様式）</u>により速やかに教育委員会に通知しなければならない。 [第10号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の表（以下「改正表」という。）の表示に対応する改正後の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正表を削る。 3 改正後の欄中の表（以下「改正後表」という。）の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。	

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

第10号様式(その1)(第13条関係)

第 年 月 日 号

那覇市教育委員会 様

那覇市立 小学校

学校長 印

長期欠席児童通知書

学校教育法施行令第20条の規定により、みだしの件につき下記のとおり通知します。

記

児 童	ふりがな				性 別	ふりがな				保 護 者 等	ふりがな				
	氏名					氏名					氏名				
	生年月日		学年			職業		続柄			職業		続柄		
	住所					連絡先					連絡先				
家 族 構 成	続柄	年齢	職業	続柄	年齢	職業	続柄	年齢	職業	続柄	年齢	職業	続柄	年齢	職業
欠 席 状 況	月	欠席数	月	欠席数	月	欠席数	月	欠席数	累計	学 期 毎	計	備考			
	4		7		11		2			1学期					
	5		9		12		3			2学期					
	6		10		1					3学期					
主な生育歴及び家庭環境															
評 定	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育		備 考				

[改正前 別記]

第10号様式(その2) (第13条関係)

欠席したときの保護者の対応の様子			
学級担任の指導記録		月 日	曜日・指導内容
月 日	曜日・指導内容		
学級担任の所見(問題点、これからの指導のあり方など)			
生徒指導主事所見			
学校長所見(学校としての指導方針)			
学級担任		印	生徒指導主事
学年主任		印	学校長
			印

[改正前 別記]

第10号様式の2(その1)(第13条関係)

第 年 月 日

那覇市教育委員会 様

那覇市立 中学校

学校長 印

長期欠席生徒通知書

学校教育法施行令第20条の規定により、みだしの件につき下記のとおり通知します。

記

生徒	ふりがな				性別	ふりがな				保 護 者等	ふりがな			
	氏名					氏名								
	生年月日		学年			職業		続柄						
	住所					連絡先								
家族 構 成	続柄	年齢	職業	続柄	年齢	職業	続柄	年齢	職業					
欠 席 状 況	月	欠席数	月	欠席数	月	欠席数	月	欠席数	累計	学 期 毎	計	備考		
	4		7		11		2			1学期				
	5		9		12		3			2学期				
	6		10		1					3学期				
主な生育歴及び家庭環境														
評 定	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技・家	計	平均	備考			

[改正前 別記]

第10号様式の2(その2) (第13条関係)

欠席したときの保護者の対応の様子					
学級担任の指導記録			月日	曜日・指導内容	
月日	曜日・指導内容				
学級担任の所見(問題点、これからの指導のあり方など)					
生徒指導主事所見					
学校長所見(学校としての指導方針)					
学級担任		印	生徒指導主事		印
学年主任		印	学校長		印

[改正後 別記]
第10号様式(第13条関係)

年 月 日

那覇市教育委員会 様

那覇市立 学校
校長 印

長期欠席児童生徒通知書

	年・組	氏 名	欠席期間(日数)	欠席理由	備考
1			/ ~ / (日)		
2			/ ~ / (日)		
3			/ ~ / (日)		
4			/ ~ / (日)		
5			/ ~ / (日)		
6			/ ~ / (日)		
7			/ ~ / (日)		
8			/ ~ / (日)		
9			/ ~ / (日)		
10			/ ~ / (日)		

那覇市教育委員会規則第 5 号

平 成 2 2 年 3 月 2 6 日

公 布 済

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会

委員長 田 端 温 代

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則

那覇市学校給食センター管理規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(実施校) 第2条 給食センターの給食実施校は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>給食実施校</th></tr> <tr> <td>首里学校 給食センター</td><td>城東小学校 石嶺小学校 城北小学校 城北中学校 城南小学校 石嶺中学校 松島中学校</td></tr> <tr> <td>小禄学校 給食センター</td><td>垣花小学校 さつき小学校 小禄小学校 小禄中学校 宇栄原小学校 金城中学校 小禄南小学校</td></tr> <tr> <td>那覇学校 給食センター</td><td>大道小学校 那覇中学校 若狭小学校 上山中学校 久茂地小学校 神原中学校 天妃小学校 銘刈小学校 安岡中学校 真和志中学校</td></tr> <tr> <td>真和志学校 給食センター</td><td>[略]</td></tr> </table>	名称	給食実施校	首里学校 給食センター	城東小学校 石嶺小学校 城北小学校 城北中学校 城南小学校 石嶺中学校 松島中学校	小禄学校 給食センター	垣花小学校 さつき小学校 小禄小学校 小禄中学校 宇栄原小学校 金城中学校 小禄南小学校	那覇学校 給食センター	大道小学校 那覇中学校 若狭小学校 上山中学校 久茂地小学校 神原中学校 天妃小学校 銘刈小学校 安岡中学校 真和志中学校	真和志学校 給食センター	[略]	(実施校) 第2条 [略] <table> <tr> <th>名称</th><th>給食実施校</th></tr> <tr> <td>首里学校 給食センター</td><td>城東小学校 石嶺小学校 城北小学校 城南小学校 城北中学校 石嶺中学校 松島中学校</td></tr> <tr> <td>小禄学校 給食センター</td><td>垣花小学校 さつき小学校 小禄小学校 宇栄原小学校 小禄南小学校 金城中学校</td></tr> <tr> <td>那覇学校 給食センター</td><td>大道小学校 若狭小学校 久茂地小学校 銘刈小学校 那覇中学校 上山中学校 安岡中学校 真和志中学校</td></tr> <tr> <td>真和志学校 給食センター</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>神原学校 給食センター</td><td>神原小学校 神原中学校</td></tr> <tr> <td>城岳学校 給食センター</td><td>城岳小学校 天妃小学校</td></tr> </table>	名称	給食実施校	首里学校 給食センター	城東小学校 石嶺小学校 城北小学校 城南小学校 城北中学校 石嶺中学校 松島中学校	小禄学校 給食センター	垣花小学校 さつき小学校 小禄小学校 宇栄原小学校 小禄南小学校 金城中学校	那覇学校 給食センター	大道小学校 若狭小学校 久茂地小学校 銘刈小学校 那覇中学校 上山中学校 安岡中学校 真和志中学校	真和志学校 給食センター	[略]	神原学校 給食センター	神原小学校 神原中学校	城岳学校 給食センター	城岳小学校 天妃小学校
名称	給食実施校																								
首里学校 給食センター	城東小学校 石嶺小学校 城北小学校 城北中学校 城南小学校 石嶺中学校 松島中学校																								
小禄学校 給食センター	垣花小学校 さつき小学校 小禄小学校 小禄中学校 宇栄原小学校 金城中学校 小禄南小学校																								
那覇学校 給食センター	大道小学校 那覇中学校 若狭小学校 上山中学校 久茂地小学校 神原中学校 天妃小学校 銘刈小学校 安岡中学校 真和志中学校																								
真和志学校 給食センター	[略]																								
名称	給食実施校																								
首里学校 給食センター	城東小学校 石嶺小学校 城北小学校 城南小学校 城北中学校 石嶺中学校 松島中学校																								
小禄学校 給食センター	垣花小学校 さつき小学校 小禄小学校 宇栄原小学校 小禄南小学校 金城中学校																								
那覇学校 給食センター	大道小学校 若狭小学校 久茂地小学校 銘刈小学校 那覇中学校 上山中学校 安岡中学校 真和志中学校																								
真和志学校 給食センター	[略]																								
神原学校 給食センター	神原小学校 神原中学校																								
城岳学校 給食センター	城岳小学校 天妃小学校																								
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。																									

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 6 号

平 成 2 2 年 3 月 2 6 日

公 布 済

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会

委員長 田 端 温 代

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の組織等に関する規則（平成15年那覇市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(位置) 第4条 事務局は、那覇市<u>樋川2丁目8番8号</u>に置く。 (部、課等の設置) 第5条 事務局に置く部及び課(室を含む。以下同じ。)は次の表のとおりとする。 [表 別記] (教育機関の所管) 第8条 教育委員会の所管に属する教育機関の種類並びに所管する部及び課は、次の表のとおりとする。 [表 別記] [別表第1 別記]	(位置) 第4条 事務局は、那覇市<u>前島3丁目25番1号</u>に置く。 (部、課等の設置) 第5条 [略] [表 別記] (教育機関の所管) 第8条 [略] [表 別記] [別表第1 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行し、改正後の那覇市教育委員会の組織等に関する規則第4条の規定は、平成21年12月28日から適用する。

[改正前 別記]

[第5条の表]

部	課
生涯学習部	[略]
	文化財課
	<u>施設管理課</u>
学校教育部	[略]
	学務課
	<u>学校給食室</u>

[改正後 別記]

[第5条の表]

部	課
生涯学習部	[略]
	文化財課
	<u>施設課</u>
学校教育部	[略]
	学務課
	<u>学校給食課</u>

[改正前 別記]

[第8条の表]

教育機関の種類	所管する部及び課	
	部	課
[略]		
教育研究所	学 校 教 育 部	学校教育課
学 校 給 食 セ ン タ ー		<u>学校給食室</u>

[改正後 別記]

[第8条の表]

教育機関の種類	所管する部及び課	
	部	課
[略]		
教育研究所	学 校 教 育 部	学校教育課
学校給食センター		<u>学校給食課</u>

[改正前 別記]

別表第1(第6条関係)

事務局の事務分掌

生涯学習部に関する事項

課	分掌事務
[略]	
文化財課	[略]
<u>施設管理課</u>	1 [略] 2 教育施設の <u>建設計画</u> に関すること。 3～7 [略]

学校教育部に関する事項

課	分掌事務
[略]	
学務課	[略]
<u>学校給食室</u>	[略]

[改正後 別記]

別表第1(第6条関係)

事務局の事務分掌

生涯学習部に関する事項

課	分掌事務
[略]	
文化財課	[略]
<u>施設課</u>	1 [略] 2 教育施設の <u>建設</u> に関すること。 3～7 [略]

学校教育部に関する事項

課	分掌事務
[略]	
学務課	[略]
<u>学校給食課</u>	[略]

那覇市教育委員会規則第7号

平成22年3月26日

公 布 済

那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会

委員長 田 端 温 代

那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(緊急雇用対策臨時職員) 第9条の2 [略] 2 緊急雇用対策臨時職員の給与については、前条第2項の規定にかかわらず那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の特例に関する規則(平成21年那覇市規則第1号)第3条及び第4条、並びに那覇市規則第9条、第9条の2及び第12条から第13条までの規定の適用があるものとする。	(緊急雇用対策臨時職員) 第9条の2 [略] 2 緊急雇用対策臨時職員の給与については、前条第2項の規定にかかわらず那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の特例に関する規則(平成21年那覇市規則第1号)第3条、並びに那覇市規則第8条から第10条まで及び第12条から第13条までの規定の適用があるものとする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第2号

平成 2 2 年 3 月 2 3 日

施 行 済

那覇市教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 桃 原 致 上

那覇市教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会職員被服貸与規程（平成20年那覇市教育委員会教育長訓令第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（補則） <u>第12条</u> 〔略〕 〔別表 別記〕	（補則） <u>第12条 別表2及び3の部に規定する被貸与者に対し被服を貸与する場合においては、第6条及び第10条並びに前条中「総務課長」とあるのは「学校給食課長」と読み替えるものとする。</u> <u>2</u> 〔略〕 〔別表 別記〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

項	被貸与者の範囲	貸与品	数量	期間 (年)	備考
[略]					
3	栄養士	白衣	<u>2</u>	[略]	
		[略]			
[略]					

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

項	被貸与者の範囲	貸与品	数量	期間 (年)	備考
[略]					
3	栄養士	白衣	<u>1</u>	[略]	
		[略]			
[略]					

那覇市教育委員会教育長訓令第3号

平成22年3月23日

施行 行 済

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会

教育長 桃 原 致 上

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程(平成3年那覇市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 部長 那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。) <u>第19条第1項に規定する部長級の職位のもの</u>をいう。 (2) 副部長 <u>規則第19条第1項に規定する副部長級の職位のもの</u>をいう。 (3) 課長 <u>規則第19条第1項に規定する課長級の職位のもの(担当副参事及び副参事を除く。)</u>並びに那覇市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の<u>長</u>をいう。 (4) 担当副参事等 <u>規則第19条第1項に規定する担当副参事及び副参事並びに学校の副校長</u>をいう。 (5) 主幹等 <u>規則第19条第1項に規定する主幹及び主査級の職位のもの(調理主査を除く。)</u>並びに学校の教頭をいう。 (6)～(10) [略] <u>(決裁及び専決事項)</u> 第4条 教育長又は専決者は、教育委員会事務局に係る事務について、別表第2及び別表第3に定めるところにより決裁又は専決する。 2 教育長又は専決者は、学校その他の教育機関に係る事務について、別表第2及	(用語の意義) 第2条 [略] (1) 部長 那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。) <u>第15条第1項に規定する部長</u>をいう。 (2) 副部長 <u>規則第15条第1項に規定する副部長</u>をいう。 (3) 課長 <u>規則第15条第1項及び第17条第1項に規定する課長、室長、館長(公民館は中央公民館の館長に限る。)、所長並びに那覇市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の校長</u>をいう。 (4) 担当副参事等 <u>規則第15条第2項に規定する担当副参事及び副参事並びに学校の副校長</u>をいう。 (5) 主幹等 <u>規則第15条第1項、2項、第17条第1項及び第2項に規定する主幹、主査、副所長、館長(中央公民館以外の公民館の館長に限る。)、分館長、指導主事、社会教育主事、専門員主査並びに学校の教頭</u>をいう。 (6)～(10) [略] <u>(事務決裁基準)</u> 第4条 <u>事務決裁基準は、第5条に定めるもののほか、別表第1によるものとする。</u>

び別表第4に定めるところにより決裁又は専決する。

(決裁基準)

第5条 教育長又は専決者において決裁を必要とする事項のうち、前条の規定により難しいものの決裁については、別表第1に定める事務決裁基準表に基づいて取り扱うものとする。

(専決の特例)

第6条 [略]

2 課長の専決事項のうち部長があらかじめ定めるものについては、担当副参事等が専決する。

(グループリーダーへの専決権の委譲)

第7条 課長は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、課長の専決事項について、グループリーダー(規則第6条の2第2項のグループリーダーのうち主幹等に限る。以下同じ。)に専決権を委譲することができる。

2 担当副参事等(部長が指定する者に限る。)は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、前条第2項による担当副参事等の専決事項について、グループリーダーに専決権を委譲することができる。

(教育長の代決)

第8条 教育長の決裁する事項について、教育長が不在のときは、主務の部長が代決する。

(決裁又は専決事項等)

第5条 教育長又は専決者は、別表第2から別表第4に定めるところにより決裁又は専決する。

2 課長を兼務する参事は、副部長級としての専決権を有しない。

3 前項の規定にかかわらず、部長は同項に規定する参事に対して課の事務について副部長級としての専決権を付与することができる。

(専決の特例)

第6条 [略]

2 課長の専決又は決定事項のうち部長があらかじめ定めるものについては、担当副参事が専決又は決定する。

(グループリーダーへの専決権の委譲)

第7条 課長は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、部長の承認を得て、課長の専決事項について、別表第5により規則第6条の2第2項のグループリーダー(副参事及び主幹等に限る。以下同じ。)に専決権を委譲することができる。

2 担当副参事(部長が指定する者に限る。)は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、部長の承認を得て、前条第2項による担当副参事の専決事項について、別表第5により規則第6条の2第2項のグループリーダーに専決権を委譲することができる。

(教育長の代決)

第8条 教育長の決裁する事項について、教育長が不在のときは、主務の部長が、その部長も不在のときは主務の副部長が代決する。

(部長等の代決) 第9条 [略] 2 副部長が専決する事項について、副部長が不在のときは、主務の課長が代決する。 3 課長又は<u>担当副参事等</u>が専決する事項について、専決者が不在のときは、当該業務のグループリーダーが代決する。 4～5 [略] 別表第1(第5条関係) 事務決裁基準表 教育長決裁基準 (1)～(5) [略] <u>(6) 教育委員会に係る歳入歳出予算の執行に関すること。</u> <u>(7) 教育委員会に係る物品の取得及び処分に関すること。</u> <u>(8) [略]</u> <u>(9) 職員の服務管理に関すること。</u> <u>(10) [略]</u> [略] [別表第2 別記] [別表第3 別記] [別表第4 別記]	(部長等の代決) 第9条 [略] 2 副部長が専決する事項について、副部長が不在のときは、主務の課長が代決する。<u>ただし、第6条第2項の規定に基づき担当副参事の決定事項とされた事項については、副部長が不在のときは担当副参事が代決する。</u> 3 課長又は<u>担当副参事</u>が専決する事項について、専決者が不在のときは、当該業務のグループリーダーが代決する。 4～5 [略] 別表第1(第4条関係) 事務決裁基準表 教育長決裁基準 (1)～(5) [略] <u>(6) [略]</u> <u>(7) 職員の服務管理上の方針に関すること。</u> <u>(8) [略]</u> [略] [別表第2 別記] [別表第3 別記] [別表第4 別記] [別表第5 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分	

及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

- 6 改正後の欄中の表（以下「改正後表」という。）の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。

付 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係)

共通専決事項

事項	区分	専決者
[略]		
工事に関する事項	[略]	
予算経理に関する事項	[略]	
	歳入に係る納期限の延長又は分納に関すること。	
	使用料に係る減免に関すること(減免事由の明確なものに限る。)	
	食糧費に関すること。	
	支出命令に関すること。	
	委託契約に関すること。	1,500万円以上
	[略]	
	不納欠損処分に関すること。	
指定管理者に関する事項	[略]	
	[略]	

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

共通決裁事項

事項	区分		決裁者
[略]			
工事に関する事項	[略]		
予算経理に関する事項	[略]		
	歳入に係る納期限の延長又は分納に関すること。		[略]
	使用料に係る減免及び還付に関すること(事由の明確なものに限る。)		[略]
	食糧費に関すること。		[略]
	支出命令に関すること。		[略]
	委託契約に関すること。	1,500万円以上1億円未満	[略]
		[略]	
	不納欠損処分に関すること。		[略]
	[略]		
指定管理者に関する事項	[略]		
[略]			

備考 この表において、決裁者の欄中「課長」の決裁事項であるもののうち、次に掲げる事項で別表第4に規定するものについては、この表の規定にかかわらず別表第4に規定するとおりする。

- (1) 臨時職員及び非常勤職員の休暇の承認に関すること。
- (2) 物品購入の契約に関すること。
- (3) 歳入の調定、納付又は納入の通知に関すること。
- (4) 使用料に係る減免及び還付に関すること(事由の明確なものに限る。)
- (5) 支出命令に関すること。
- (6) 委託契約に関すること。

〔改正前 別記〕

別表第3(第4条関係)

事務局個別専決事項

所属	事項	専決者
総務課	[略]	
	事務改善の推進に関すること。	[略]
	別表第2の共通決裁事項以外の 職員の休暇及び職務専念義務の 免除の承認に関すること。	[略]
	職員の休暇及び職務専念義務の 免除の不承認に関すること。	[略]
	[略]	
	職員の住所、氏名、資格その他履歴書に記録された事項の 変更届出に関すること。	[略]
	被服の貸与に関すること。	[略]
	職員の公務災害に関すること。	[略]
	<u>臨時職員及び非常勤職員の公務 災害に関すること。</u>	<u>療養補償費の決定等に関 すること。</u> 教育長
		<u>公務災害認定手続等に関 すること。</u> 部長
		<u>その他の事項に関する こと。</u> 課長
	職員の研修に関すること。	[略]
	委託研修(人事課が所管するものを含む。)に関すること。	[略]
	<u>職員の復職時の調整に関すること。</u>	課長
	<u>給与の決定調整に関すること。</u>	課長
	<u>普通昇給に関すること。</u>	課長
	<u>職員の手当受給資格の認定に関すること。</u>	主幹等
	職員に係る諸証明に関すること。	[略]
	[略]	
生涯学習課	[略]	

市民スポーツ課	行事の企画、運営及び実施に關すること。	[略]	
	体育施設の使用許可及びその取消しに關すること。		課長
	学校体育施設の使用許可及びその取消しに關すること。		[略]
	社会体育及びスポーツ振興に係る事項の処理に關すること。	[略]	
	[略]		
高校総体推進室	[略]		
文化財課	[略]		
施設管理課	[略]		
	工事及び設計等委託業務の推捗状況報告に關すること。		[略]
	市有物件(車両を除く。)の災害共済に關すること。		課長
	非常勤環境整備員に關すること。		[略]
	施設台帳の整理及び管理に關すること。		[略]
	防音事業関連維持費助成金に關すること。	交付申請	部長
		その他	課長
	借用校地の購入計画及び調整に關すること。		[略]
	[略]		
学校教育課	[略]		
[略]			
学務課	[略]		
学校給食室	学校給食に係る事項の処理に關すること。	[略]	

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

事務局個別決裁事項

所属	事項	決裁者
総務課	[略]	
	事務改善の推進に関すること。	[略]
	別表第2の共通決裁事項以外の職員(県費負担教職員を除く。以下この項において同じ。)の休暇及び職務専念義務の免除の承認に関すること。	[略]
	職員の休暇及び職務専念義務の免除の不承認に関すること。	[略]
	[略]	
	職員の住所、氏名、資格その他履歴書に記録された事項の変更届出に関すること。	[略]
	被服の貸与に関すること(給食関係職員を除く。)	[略]
	職員の公務災害に関すること。	[略]
	職員の研修に関すること。	[略]
	委託研修(人事課が所管するものを含む。)に関すること。	[略]
	職員に係る諸証明に関すること。	[略]
	[略]	
生涯学習課	[略]	
市民スポーツ課	行事の企画、運営及び実施に関すること。	[略]
	学校体育施設の利用許可、許可の取消し等に関すること。	[略]
	社会体育及びスポーツ振興に係る事項の処理に関すること。	[略]
	[略]	
高校総体推進室	[略]	
文化財課	[略]	
施設課	[略]	

	工事及び設計等委託業務の推捗状況報告に関すること。		[略]
	非常勤環境整備員に関すること。		[略]
	施設台帳の整理及び管理に関すること。		[略]
	借用校地の購入計画及び調整に関すること。		[略]
	[略]		
学校教育課	[略]		
[略]			
学務課	[略]		
<u>学校給食課</u>	学校給食に係る事項の処理に 関すること。	[略]	
	<u>給食関係職員の被服の貸与に関すること。</u>		<u>課長</u>

[改正前 別記]

別表第4(第4条関係)

教育機関個別専決事項

教育機関	事項	専決者
中央公民館	<u>施設の使用許可及びその取消しに関すること。</u>	[略]
	[略]	
久茂地公民館 小禄南公民館 首里公民館 若狭公民館 石嶺公民館 繁多川公民館	臨時職員及び非常勤職員(館長を除く。)の休暇の承認に関する こと。	[略]
	<u>教育費雑入に係る歳入の調定、納 付又は納入の通知に関すること。</u>	2万円以上 課長
		2万円未満 主幹等
	<u>委託契約に関すること。</u>	50万円以上500万円未満 課長
		50万円未満 主幹等
	<u>物品の購入に関すること。</u>	50万円以上100万円未満 課長
		50万円未満 主幹等
	<u>支出負担行為及び支出命令に関す ること。</u>	50万円以上 課長
		50万円未満 主幹等
	<u>施設の使用許可及びその取消しに関すること。</u>	主幹等
	<u>各種学級及び講座等の企画運営に関すること。</u>	主幹等
	<u>各種の団体、機関等の連絡・調整、資料の収集、作成及び配 布に関すること。</u>	主幹等
	<u>各種団体の講師あっせんに関すること。</u>	主幹等
図書館	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表第4(第5条関係)

教育機関個別決裁事項

教育機関	事項		決裁者
中央公民館	<u>公民館の利用許可、許可の取消し等</u> に関する <u>こと</u> 。		[略]
	[略]		
久茂地公民館 小祿南公民館 首里公民館 若狭公民館 石嶺公民館 繁多川公民館	臨時職員及び非常勤職員(館長を除く。)の休暇の承認に関する <u>こと</u> 。		[略]
	<u>公民館の利用許可、許可の取消し等</u> に関する <u>こと</u> 。		主幹等
	<u>公民館の使用料の減免及び還付</u> に関する <u>こと</u> (事由が明確なものに限る。)		主幹等
	<u>歳入の調定、納付、又は納入の通知</u> に関する <u>こと</u> 。		主幹等
	<u>各種学級及び講座等の企画運営</u> に関する <u>こと</u> 。		主幹等
	<u>各種の団体、機関等の連絡・調整、資料の収集、作成及び配布</u> に関する <u>こと</u> 。		主幹等
	<u>各種団体の講師あつせん</u> に関する <u>こと</u> 。		主幹等
	<u>委託契約</u> に関する <u>こと</u> 。	50万円以上500万円未満	課長
		50万円未満	主幹等
	<u>物品の購入</u> に関する <u>こと</u> 。	50万円以上100万円未満	課長
		50万円未満	主幹等
	<u>支出負担行為及び支出命令</u> に関する <u>こと</u> 。	50万円以上	課長
		50万円未満	主幹等
図書館	[略]		
[略]			

[改正後 別記]

別表第5(第7条関係)

グループリーダーへの専決権委譲の目安

区分	目安
グループリーダーが副参事の場合	別表第1の課長決裁基準並びに別表第2(人事に関する事項を除く。)及び別表第3の課長の決裁者区分に準ずる。
グループリーダーが主幹等の場合	(1) 別表第1の主幹等決裁基準並びに別表第3及び別表第4の主幹等の決裁区分に準ずる。 (2) グループリーダーが副参事の場合の項に掲げる事項のうち部長の承認を得て指示する事項

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第1号

平成 2 2 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市農業委員会委員の解任請求に要する選挙権を有する者の数について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項の規定に基づく農業委員会委員の解任請求に要する数は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 亀 島 賢 優

農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1以上の数 266人

監査委員公表

那 監 公 表 第 9 号

平成 2 2 年 4 月 1 5 日

那覇市監査委員	慶	利光
同	宮里	善博
同	大浜	安史
同	仲松	寛

平成 21 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置について（公表）

平成 21 年度財政援助団体等監査（那監公表第 7 号）の結果に伴い措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成 21 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置について**1 事業名称 那覇市観光協会補助金
（観光課）****指摘事項等****（1）波の上ビーチ事業補助金について（観光協会補助金関連）**

那覇港管理組合からの指定管理者指定を受け、波の上ビーチの管理運営を行っている那覇市観光協会に対し、当該ビーチの管理運営にかかる経費を補助対象として、観光振興事業補助金（平成 20 年度の管理経費 1,904 万 6,698 円に対し、補助金 1,900 万円）を交付している。

しかし、波の上ビーチの管理運営に関する経費は、当該施設の設置者である那覇港管理組合からの委託料及びビーチ収入で充当することが妥当であると思われることから、当該補助金交付のあり方について検討されたい。

（2）補助金交付に係る事務手続きについて（共通事項）

補助金の交付にあたり、交付申請の受理、交付決定通知、確定通知等を行っているが、交付団体の適格性や補助対象事業の妥当性についての審査が極めて不十分である。

那覇市補助金等交付規則に明確な基準が定められてない事も一因であり、補助金等に関する基本指針で示された補助金交付基準や補助金見直し基準等と同規則が一体となった運用をされるよう、補助金交付事務の適正化に努められたい。

■指摘事項等に関する措置**（1）波の上ビーチ事業補助金について（観光協会補助金関連）**

波の上ビーチについては、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの期間、那覇港管理組合が、指定管理者制度により那覇市観光協会に管理

委託していますが、施設の管理委託費については指定管理団体が負担するものとした同管理事務所所管の条例のもと、波の上ビーチの運営・管理費は那覇市観光協会が負担を余儀なくされている状況です。また、収入についても現在の施設の状況からは管理運営費をまかなうのに十分なものではありません。しかしながら同ビーチは、市民の利用はもとより観光客の誘客施設としての役割を担っていることから、引き続き管理運営については継続していく意向であり、その望ましい運営方法については今後那覇港管理組合と調整を図っていく必要があると思っています。

（2）補助金交付に係る事務手続きについて（共通事項）

補助金交付に係る事務手続きについては、今後那覇市補助金等交付規則に基づき、補助金等に関する基本指針で示された補助金交付基準や補助金見直し基準等を参照の上、適正な審査及び補助金交付に努めたいと思います。

（那覇市観光協会）

指摘事項等

（1）給与規程等の整備について

那覇市観光協会給与規程によれば、賞与の算定方法及び退職金については別途会長が定めるとなっているが、いずれの規程も整備されてない。賞与の算定根拠及び毎年積み立てている退職積立金の算定根拠を明確にするため、規程等を早急に整備されたい。

（2）観光振興積立金について

観光振興積立金は、波の上ビーチ周辺の整備や那覇近郊地域等の新イベント事業に資するため平成 18 年度に設置されたものであるが、当該積立金の具体的な活用方法が策定されてなく、積立金を活用した実績もない。

積立金の設置目的を達成するよう、運用計画を策定し着実に実施することが望まれる。

（3）公益事業と収益事業の区分について

波の上ビーチ広場事業の会計処理において、同広場で実施するバーベキュー事業を収益事業として特別会計に区分し会計処理しているが、同広場に係る光熱水費については、公益事業にかかる経費として一般会計に計上している。

しかし、バーベキュー事業を実施するためには、公益事業であるビーチ広場の維持管理が必要とされることから、収益事業に資する経費については、応分の負担を特別会計に計上することを検討されたい。

■指摘事項等に関する措置

（1）給与規定等の整備について

給与規定等の整備については、事務局において賞与に関する規定、退職金に関する規定案を作成済みであり、平成 22 年 3 月 17 日開催の役員会に諮り、平成 21 年度内に正式に整備する予定です。

（2）観光振興積立金について

観光振興積立金については、平成 22 年 2 月に開催した役員会に提起し、審議したところであり、平成 22 年度からの運用に向け同年度初めまでには計画を策定する予定です。

（3）公益事業と収益事業の区分について

公益事業と収益事業の区分については、バーベキュー事業の実施に伴い生

ずる光熱水費について、平成 21 年度から特別会計に経費を計上し運営しているところです。

2 事業名称 那覇大綱挽保存会補助金

（那覇大綱挽保存会）

指摘事項等

事務局職員の就業規則等の整備について

事務局職員の給与については、那覇大綱挽保存会規約（報酬）第 10 条第 2 項において「職員の給与は正副会長理事長会議を経て会長が定める。」とあり、給与基準が明文化されていない。当該団体は市の財政援助を受けている団体であるので、会計の透明性を図り、法令遵守の観点からも就業規則等による給与基準を明確にされたい。

■指摘事項等に関する措置

事務局職員の就業規則等の整備について

当会は、平成 22 年 2 月より一般社団法人として法人格を取得いたしました。これにより、以降は給与基準等を示した関係規定を整備し、平成 22 年度より適用することに向けて準備を進めています。

3 事業名称 那覇爬龍船振興会補助金

（那覇爬龍船振興会）

指摘事項等

補助金の事務処理について

那覇爬龍船振興会は、定款に沿った運営がなされておらず、補助金事務についても関係規程の不整備等があり不十分である。

今後、定款に沿った運営を図り補助金事務処理に必要な規程を整備するとともに法人の会計事務の執行体制を充実されたい。

また、当該団体の財源が補助金に過度に依存していることから自主財源の確保に努められたい。

■指摘事項等に関する措置

補助金の事務処理について

補助金の事務処理については、今後定款に沿った運営がより正確に行われるよう、理事会においても内容を再確認し、認識を共有したいと思います。また関係規定についても、明文化を図り整備を図っていくとともに、税理士事務所を通すなど、会計・決算事務の明白な事業報告に努めたいと思います。

自主財源の確保につきましては、今後参加団体からの参加費の徴収制等を検討するとともに、寄付金団体の増加に向け努力していく考えです。

4 事業名称 那覇市社会福祉協議会補助金等

（福祉政策課）

指摘事項等

（1）補助事業遂行状況報告書について

那覇市社会福祉協議会は、那覇市社会福祉協議会補助金交付要綱に基づき、10 月 20 日までに補助金等交付規則第 11 条に規定する状況報告を補助事業遂行状況報告書により行なわなければならないものの報告がなく、所管部局は提出の指導・指示等も行なっていない。補助事業者の年度前半期における補

助事業遂行状況の検証等を実施するため、補助事業遂行状況報告書は重要であり、補助事業遂行状況報告書の提出を求め、補助金等交付規則に基づき補助事業者の適切な指導を実施されたい。

（2）事業評価について

那覇市総合福祉センターは、平成 18 年度から指定管理者による施設の管理運営を行っている。所管部局はこれまで管理運営事業の実績報告は受けているが、指定管理者制度導入に関する指針「部長は、指定管理者制度による効果を検証するため、毎年度の事業評価を行い、必要に応じ附属機関に諮るものとする。」による事業評価を行っていない。

福祉サービスの向上を図りつつ経費の縮減等を実現していくためには、施設の管理状況を継続的に把握し、適切に管理監督し、制度導入の効果を検証する必要がある。そのためには事業評価は必要不可欠である。

したがって、施設管理の改善を図るため事業評価基準を策定し、事業評価を実施されたい。

■指摘事項等に関する措置

（1）補助事業遂行状況報告書について

ご指摘のありました補助事業遂行状況報告については、様式の整備を行い、補助事業者である社会福祉協議会へ提出の指導を行なったところです。今後は補助事業の運営状況を検証し、補助の目的に添った事業運営がおこなわれているか常に補助事業者に対する適切な指導等を実施してまいります。

（2）事業評価について

事業評価については、平成 22 年 1 月 5 日「那覇市総合福祉センター指定管理制度における事業評価実施要領」を作成し、それに基づき事業評価を行いました。その結果、管理運営状況は特に問題点はなく、おおむね良好でしたが、指定管理者のホームページの運営状況について不備が確認されました。その他、実績報告書の記載手法について改善を要すると思われましたので、それらの不備事項に対して 3 月 4 日付にて指定管理者へ是正指示を行いました。

（那覇市社会福祉協議会）

指摘事項等

（1）剰余金の積立について

平成 20 年度社会福祉法人那覇市社会福祉協議会決算書中の財産目録（定期預金明細）に施設整備等積立金として 99,914,329 円が積立てられているが、当該積立金は、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会施設整備等積立金設置規程の「事業推進に必要な施設整備等資金を積立てる」を趣旨としたものではなく、「独自の事業を継続していくための資金不足を補うための必要な資金やリスクマネジメントに対応するための財源」として積立を行なっていることから、積立金設置規程の趣旨と積立金の目的が異なっている。

当該積立金については、目的と適合する積立金設置規程について検討されたい。

（2）会員の拡大について

那覇市社会福祉協議会においては、会員が納める会費収入が平成 20 年度は 703 万 8,850 円で平成 17 年度に比べ 82 万 6,964 円（13.3%）増加している一方、平成 20 年度末現在の会員は 11,908 件で平成 17 年度と比べ 1,979

件（14.3％）減少している。会員の増加は、協議会の活動に対する市民の理解をより深め、協議会の財務体質の強化につながることから会員の拡大に努められたい。

■指摘事項等に関する措置

（１）剰余金の積立について

ご指摘のありました施設整備等積立金設置規程については、当該積立金の目的と適合するよう見直しを行い、平成 21 年 12 月 15 日開催の理事会において、介護保険事業等財政調整積立金設置規程として一部改正が決定され、同日付で施行されております。

（２）会員の拡大について

会員加入促進月間（６月～７月）を設定し集中的に取り組むとともに広報誌「社協だより」の充実を図り、地域福祉活動に対する市民や福祉団体の理解を深め、会員の加入拡大に努めてまいります。

また、市内の企業、官公庁の役職員等に賛助会員の加入を呼びかけ、会員拡充を図りたいと考えております。